

令和5年 第5回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 9月12日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年第 5 回美瑛町議会定例会

令和 5 年 9 月 1 2 日 午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問〔青田知史議員、興柁勝也議員、白石久代議員、  
谷本憲一議員、京屋愛子議員、保田 仁議員、  
高田紀子議員〕

○出席議員（14名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
9番	杉山勝雄	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		小 杉 昌 敏 君
総 務 課 長		新 村 猛 君
まちづくり推進課長		観 音 太 郎 君
地域みらい創造室長		大 庭 路 世 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		高 木 比斗志 君
保健センター所長		鎌 田 静 香 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
農 林 課		平 間 克 哉 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
建 設 水 道 課 長		今 瀧 毅 君
水 道 整 備 室 長		岩 佐 和 男 君
町立病院事務局長		才 川 育 世 君
総務課財政係長		柴 田 崇 史 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
農業委員会会長		只 野 透 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君  
次 長 竹本 匡志 君

---

開会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） おはようございます。第5回美瑛町議会定例会の招集に当たり、ご挨拶を申し上げます。

猛暑続きの記録的な天候でございましたが、それぞれ、秋の訪れも感じられるこの頃でございます。これから、美瑛町基幹の農業の農作物の収穫作業も始まります。大車輪の収穫作業がありますので、これまた無事故で収穫作業が終えるよう祈念しているところでございます。

本定例会では、9名の議員からの質問が寄せられております。町民生活の向上に結びつく活発な議論をお願いいたし、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和5年第5回美瑛町議会定例会を開催いたします。  
ただいまの出席議員は14人です。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（野村祐司議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の方もご起立をお願いいたします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（野村祐司議員） 角和町長から本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） おはようございます。令和5年第5回美瑛町議会定例会、議員全員の皆様のご出席で開いていただきまして、心より御礼を申し上げます。また、日頃より町行政に対しましてご指導賜っておりますことも併せまして、感謝を申し上げる次第でございます。

本当に暑かった夏が終わりを告げてまいりました。後ほど行政報告の中でも述べさせていた  
だきますけれども、夏秋の各種イベントも非常に盛んに開いていただきまして、コロナの後の  
美瑛のこのにぎわいが戻ってきたなど実感しているところでございます。この後、実りの秋を  
迎えていくわけございまして、より一層美瑛町にとってこの秋から冬にかけて良い年になれ  
ばいいなど、ご祈念を申し上げる次第でございます。

それでは、今定例会に提案を申し上げます議案の要旨につきまして、説明を申し上げます。  
議案第1号及び議案第2号、専決処分につきましては、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計  
と美瑛町水道事業会計補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、  
議会の承認をお願いするものです。

議案第3号、令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第4号）については、中心市街地活性化  
事業に係る基本設計委託費や、美瑛高の魅力化、商工業の企業経営支援、ふるさと納税の取組  
拡大のためのサポートを行う地域活性化起業人管理事業、畑作物の持続的な生産体系の確立に  
向けた費用、青い池混雑緩和に係る入り口新設工事費及び青い池環境向上のためのトイレ新設  
に係る実施設計委託費並びに、8月の大雨により被害のあった道路施設等の維持修繕費の追加  
などであります。

議案第4号、令和5年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）につきまして  
は、令和4年度ほの香運営事業利益を歳入とし、同額を基金積立金とする追加であります。

議案第5号、令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、  
配湯本管の漏水の修繕費用の追加であります。

議案第6号、令和5年度美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、本町地区  
浄水場及び五稜浄水場の設備修繕費用並びに、配管閉塞工事費用の追加であります。

議案第7号、令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、下  
水処理場の設備修繕費用の追加であります。

議案第8号、令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、道補助  
金を活用した新型コロナウイルス感染症対策備品購入費用の追加補正であります。

議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、構成団体の変更に伴い  
規約の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでござい  
ます。

議案第10号、教育委員会委員の任命につきましては、9月30日で任期満了となります二  
ツ川越子委員の退任に伴い、新たに濱田陽子氏を教育委員会委員として任命したいので、議会  
の同意をお願いするものであります。

認定第1号、令和4年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、令  
和4年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についてまでの8会計につきましては、監査委員の

審査を終了したことから、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものです。

報告第1号、令和4年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、令和4年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものです。

報告第2号債権の放棄につきましては、令和4年度において放棄した債権について報告するものです。

以上、議案10件、認定8件、報告2件につきましてご提案いたしますので、慎重なるご審議をいただきお認めいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、5番、保田仁議員と9番、杉山勝雄議員を指名いたします。

---

#### 諸般の報告

---

○議長（野村祐司議員） これから、諸般の報告を行います。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 議会運営について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、杉山勝雄議会運営委員会委員長の報告を求めます。

杉山議会運営委員会委員長。

（「はい」の声）

（議会運営委員会委員長 桑谷 杉山勝雄議員 登壇）

○議会運営委員長（杉山勝彦議員） おはようございます。議会運営委員会より報告いたします。

（報告書の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） これで、議会運営についての報告を終わります。



---

日程第3 会期の決定について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第3、会期の決定についての件を議題といたします。

おはかりします。本定例会の会期は本日から9月13日までの2日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの2日間に決定をいたしました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

行政報告

---

○議長（野村祐司議員） 本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 行政報告を申し上げます。資料をお手元に配布済みのことと存じますのでご高覧のほどお願いを申し上げます。12項目につきましてご報告いたします。

まず1点目、農作物の生育状況についてでございますけれども、1の水稲から馬鈴薯、小豆、てん菜につきましてそれぞれ並となっているところでございます。良い出来秋をご祈念を申し上げる次第でございます。

2点目、令和5年度普通交付税の決定状況についてでございますけれども、令和5年度における本町の普通交付税額は、表中のとおりでございますが、前年度比で5,440万7,000円の減の46億9,813万6,000円となりました。なお、普通交付税と臨時財政対策債を合算した実質的交付税の額は8,695万8,000円減の47億2,406万円となり、当初予算計上額との差引きで計算されます。留保財源につきましては9,136万円となりました。令和5年度普通交付税算定における算定のポイントですとか、全国等における状況につきましては資料に記載のとおりでございますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。

3点目、絵画の寄附についてでございます。洋画家でいらっしやいました故今関一馬様の絵画6点をご遺族でいらっしやいます道藤アン様（今関氏のお子様でございます）が、より町民

の皆様や観光客の皆様の目に触れる形で活用していただければというご寄附のご寄贈の申出がございまして、美瑛町の風景を描いた絵画6点をいただいたところでございます。故今関一馬様におかれましては大正15年生まれで、平成21年にお亡くなりになられております。昭和34年に、昭和期の有力な美術団体である国画会の会友に推挙をされ、昭和35年には会員に推挙されるなど、輝かしい経歴とすぐれた作品を数多く残された芸術家さんでいらっしゃいます。平成7年に、本町美瑛町内にアトリエを構えられて、美瑛町の風景を描いた作品を多く残されていらっしゃいます。今関様、道藤様に心より御礼を申し上げます。

4点目、まちひとしごと創生寄附活用事業、いわゆる企業版ふるさと納税に関する寄附につきましてご報告をいたします。掲載のとおりでございますが安全自動車株式会社様から100万円。日本データサービス株式会社様から10万円。グリーンテックス株式会社様から10万円。株式会社盛永組様から100万円。株式会社日興ジオテック様から10万円。新栄クリエイト株式会社様から10万円。旭川ハツタ商事株式会社様から10万円。有限会社上神田商会様から10万円。株式会社ネクシス光洋様から10万円。イハラ消防設備株式会社様から10万円。合同会社ラビッツ様から10万円をそれぞれご寄附をいただいたところでございます。各企業の皆様方に心より御礼を申し上げますとともに、有効にまちづくりに活用させていただきます。

5点目、包括連携協定の締結について2項目ご報告を申し上げます。1項目につきましては、株式会社セコマ様との間で7月25日に包括連携協定を結ばさせていただいたところでございます。地域ブランドの向上ですとか産業振興への協力など計5項目の取組につきまして、連携をこれから行っているところでございます。2点目は、東神楽町さんと東川町さん、そして株式会社JEPLAN様との間で、包括連携協定を8月16日に締結したところでございます。こちら大雪清掃組合を構成して三町と株式会社JEPLAN様との間の連携とも言えるものでございまして、ペットボトルからペットボトルを再生していくという最新の技術に基づいた取組、資源循環ですとかCO2削減に寄与する取組につきまして、連携を進めていこうというものでございます。セコマ様、JEPLAN様には締結をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

6項目めのふるさと会、北海道びえい会総会懇親会から10項目めまでは全てイベント等の開催についてでございます。第35回那智美瑛火祭りの開催、どかんと農業まつりの開催、びえい出合いふれあい祭りの開催、第14回丘のまちびえいセンチュリーライドの開催について記載のとおりの内容で開催をいただいたところでございます。いずれも多くの方々のご参加をいただき、また、町議会議員の皆様方にも、それぞれの立場からご参加を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

11項目、8月4日から6日にかけての大雨による被害についてでございますが、町道第2

号幹線ほか43路線にて、土砂の流入ですとか路肩洗掘等の被害が見られたところでございます。対応といたしまして、記載のとおり、パトロール、土嚢の設置等々を行いまして土砂の除去を進めるなどの対応をしたところでございます。

12点目、砲弾の発見についてでございます。9月7日午前10時30分頃、中町3丁目におきまして、敷地の所有者様から警察のほうへ報告、連絡があったところでございます。陸上自衛隊第2師団による調査の結果旧陸軍が使用していた砲弾と見られ、信管が既に抜けていることから爆発の危険性がなく、同師団によりまして速やかに回収されたところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

---

○議長（野村祐司議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

それでは始めに、6番、青田知史議員。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

（6番 青田 知史議員 登壇）

○6番（青田知史議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので通告に従い、一般質問を行います。6番、青田知史、質問方式は回数制限方式です。質問事項1番、照明中の維持管理について。質問の要旨、照明柱（街路灯、防犯灯等）は道路付属物として位置づけられており、施設量が非常に多く、また、高度経済成長期に設置されたものが今後大量に老朽化を迎えると言われております。

照明柱の鋼管は植栽の湿潤や鋼管内部の水たまり、犬のマーキング等により年々劣化していきます。日本照明工業会が公表している「鋼製照明用ポール点検・診断のすすめ」では、設置後30年以上経過した照明柱（鋼管柱）には危険な腐食が見られる割合が高くなるとされており、一般的な耐用年数は30年が目安とされています。

全国的に倒壊リスクは年々増加し、さらに更新の財政的な負担は飛躍的に増加するとの予想もあります。これらの維持管理については、予算の平準化の観点から、従来の対症療法的な維持管理手法から、中長期的かつ計画的な維持管理を行うための管理計画が必要不可欠と言われております。

近年、照明柱の腐食に起因する折損事故が毎年のように発生している中で、町民の安全で安心な生活を守るために、次の3点について伺います。（1）町が管理する照明柱の概要（管理基数・経過年数・光源種別）と維持管理の現状について。（2）将来更新費用の推計と事故防止対

策の考え方について。(3)町内会が管理する照明柱の更新や撤去に対する補助制度の必要性について。質問の相手は町長です。

2、こども施策へのこどもの意見の反映について。令和5年4月施行のこども基本法では、第3条第3号、同条第4号で、年齢や発達の程度に応じたこども(心身の発達の過程にある者をいい、若者を含む)の意見表明の機会の確保とこどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられています。

これらの規定は、こどもの最善の利益を実現する観点から設けられたものであり、ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会(例:教育委員会)や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるとされています。

今後、こども施策を主体的に講ずる立場で、施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から施策への反映を判断していくことが求められることから、次の点について伺います。(1)福祉行政におけるこどもの意見表明機会の確保と支援の考え方について。(2)教育行政におけるこどもの意見表明機会の確保と支援の考え方について。質問の相手は町長と教育長です。

3、アドベンチャートラベルとこれからの観光振興について。アドベンチャートラベル(以下AT)は世界的に人気のある旅行形態として知られ、その地域のアクティビティ、自然、文化体験のうち2つ以上で構成される旅行であり市場の規模は7.2兆円にのぼるといわれています。

旅行者の観光消費額は、一般旅行者の約2倍との統計もあり、訪日インバウンドの中でも大きな市場規模をもつため、地方創生にも効果があるとされており、国内でも取り組みを進める自治体が増えています。

ちょうど今札幌市では、ATの最大イベントと称されるアジア初の「ATWS(アドベンチャートラベルワールドサミット)2023北海道」も開催されており、北海道観光振興機構では今後のAT発展に向けての商品造成も行い、モデルコースの公募も進められてきました。

一方でATに対する認知は十分とは言えず、各地域で魅力あるコースを増やしていく取り組みと合わせて、しっかりとした体制・仕組み作りも必要になっています。

本町の豊かな自然や観光資源を活用し、体験・体感できるATを推進し、「持続可能な観光目的地」としてあり続けるために、次の3点について伺います。(1)新たな観光資源やメニュー創出の考えは。(2)ATガイド等人材育成の取り組みについて。(3)インバウンド受入環境整備の考え方について。質問の相手は町長です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 6番、青田議員さんからの3項目にわたります質問のうち、私に係る部分について、答弁を申し上げます。質問事項1項目、照明中の維持管理について答弁を申し上げます。道路の付属物である照明灯は、道路を安全かつ快適に利用するために必要な施設です。照明灯を構成する部材は、主に鋼製であるため、腐食等の損傷を早期に発見し、倒壊等による第三者被害を未然に防止しなければなりません。これまでには、予期せぬ損傷が発生した場合やただちに補修をしないと重大な事故が発生する場合の緊急的対応、また、長寿命化やライフサイクルコスト最小化の視点を重視した予防保全的措置を講じるなど、様々な取組を実施しているところです。

1点目につきましては、町が管理する街路灯は、市街地と郊外を合わせて591灯設置されており、このうちナトリウム灯97灯を除く494灯について、令和元年度から年次計画の下、順次LED灯へ更新しているところです。

設置後30年以上経過するものもありますが、LED灯への変更と合わせて錆止めや塗装補修を行い、長寿命化に努めるとともに、定期的な道路パトロール及び大雨災害等におけるパトロールにおきまして、街路灯を含めた道路付属物を近接目視等によりチェックし、安全管理に努めております。

2点目につきましては、令和元年度から街路灯のLED化を進める中で、これまでは変状により更新が必要な街路灯はなかったことから、今後、LED化の事業が完了する令和7年度を目途に、全体の現状把握と対策の要否を判定し、将来更新費用の算出と必要となる改修及び更新等に計画的に取り組んでまいります。

3点目につきましては、現在、街路灯設置事業補助金交付規則に基づき、町内会等への助成事業を行っておりますが、照明柱の更新や撤去に係る費用は対象外となっております。今後、町内会所有の街路灯につきましては、町内会が行う点検作業等を踏まえた地域の御意見を拝聴し、現在の助成制度の見直しや拡充について検討するとともに、行政と町民が一体となった維持管理業務の推進に引き続き取り組んでまいります。

質問事項2点目、こども施策へのこどもの意見の反映について、お答えいたします。こども基本法は、日本国憲法及び既に批准されている児童の権利に関する条約の精神に基づき、全ての子どもが幸福で安心した生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的として定められたものです。同法におきましては、議員御指摘のとおり、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項について意見を表明する機会等が確保されること、また、こども施策の策定や実施等に当たっては、当該施策に関係する子どもや関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものと定められております。また、同法は理念法と

しての意味合いが強く、意見を発する機会の具体的手法や範囲など、その運用につきましては、自治体に一定の裁量が認められると解されています。

1点目につきましては、「こどもは権利の主体者」という同法の理念に立脚するとともに、既に制定されている美瑛町自治基本条例における「町民参加の基本」を踏まえ、こども施策の策定や実施評価の際には、子どもから意見をいただく機会を確保してまいります。一概に子どもと言っても幼児から高校生くらいまで幅広く、また、表現力や語彙、発達の程度などは様々です。補助者を活用するなど工夫を凝らし、子どもに寄り添いながら、意見を述べやすい環境整備に努めてまいります。また、いただいた意見の反映につきましては、子どもの保護者や子育て関係機関で組織する美瑛町子ども・子育て会議と連動させながら、施策の実施や評価に向けた対応を行ってまいります。

質問項目3項目のアドベンチャートラベルとこれからの観光振興について。札幌市で開催中の「アドベンチャートラベル（以下、AT）ワールドサミット」は北海道も力を入れており、ATは今後の観光施策の柱の一つと位置づけられております。本町にとりましても、美しい自然や豊かな食、あるいは独自の文化や様々なアクティビティなど、美瑛ならではの唯一無二の旅行形態を提供できることから、今後、世界中の方々から大きな注目を集めることが期待できる取組であると認識しております。

1点目につきましては、現在、丘のまちびえいDMOで様々な体験メニューを提供しており、また、十勝岳ジオパーク推進協議会におきましても、ジオガイドによるツアーを実施しております。これに満足せず、需要喚起のため新たな観光資源やメニュー創出につきましても、鋭意取り組んでまいります。例えば、山岳や雪、星空、農耕技術、砂防インフラ等の資源は、これまでの美瑛観光では主流とは言えませんが、むしろそれだけに新たなニーズを獲得できる可能性を多く秘めていると考えております。

2点目及び3点目につきましては、AT普及のポイントは議員御指摘のとおり、ガイド等の体制づくりであると思っております。丘のまちびえいDMOでは、自然や文化、歴史的背景等の情報を来訪者にわかりやすく伝えるインタープリテーションガイドの養成に努め、また、十勝岳ジオパーク推進協議会では、ジオパーク内で来訪者を案内するジオガイドの養成を行っております。

一方、インバウンド向けの体験メニューにつきましては、現在、外国語が話せるガイドがないため、対応できておりません。特にATに対応できるガイドとなりますと、単に外国語が話せるだけでなく、自然や歴史に関する専門知識の取得が必須になりますので、今後は即戦力となる人材の確保や計画的な育成に努めてまいります。なお、美瑛町観光協会の窓口は、日本政府観光局の外国人観光案内所の認定を受け、多言語で対応しており、看板やパンフレット、ホームページ等も多言語表記している状況にあります。

以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

（教育長 鈴木 貴久君 登壇）

○教育長（鈴木貴久氏） おはようございます。質問事項、二つ目につきまして、答弁申し上げます。私の答弁の前段部分につきましては、先ほど町長が述べられているとおり、少し内容が重複しております。ご了承願います。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、制定された包括的な法律であると認識しています。この目的の実現には、子どもたちの基本的な人権の尊重と、人種や性別、経済的地位などによって教育上の差別を受けず、ひとしく教育を受けられ、かつ年齢や発達の段階に応じて自らの意見を発言する場の提供や様々な社会活動に参加できる環境を整えることが大切になります。

2点目につきましては、本町では、小学校6年生のふるさと学習において、町長からのまちづくりに関わる講話を聞き、その内容を基にグループで話し合い、美瑛町で「こういうものがあったら良い」、「こういったことができないか」といった小学生の目線でまちづくりに対する提案をいただいております。こうした取組は、子どもが自らの意見を表す機会の一つになるものと考えています。

また、特別支援学級や通級指導教室を利用する際には、対象となる児童生徒や保護者の意向を聴くプロセスを経るなど、これまで同様子どもたちの意見を尊重してまいります。一般的には、子どもたちの意見を聴く手段として、インターネットを使ったアンケートや子どもたちを対象としたパブリックコメントの実施などが想定されますが、より丁寧に子どもたちの意見を取り入れるためには、年齢や発達の段階に応じた工夫が必要と思われれます。子どもたちの意見をどのように聴き、どのような形で教育行政に反映させていくのか、これらの仕組みづくりが重要と考えております。

こども基本法は、本年4月1日に施行された新しい法律ですので、法で規定されている「こども施策に関する大綱」の策定など国の動向を注視しながら、多くの子どもの意見が本町の教育施策へ反映できるよう努めてまいります。

○議長（野村祐司議員） 6番議員の照明柱の維持管理、質問事項1についての再質問を許します。

（「はい」の声）

青田議員。

○6番（青田知史議員） 青田でございます。再質問に先立ちまして、街路灯のですねチェック、

私のほうで夏の間、数百本のうち、600本あるうちの大体100本ぐらいをですね、ちょっと市街地中心に確認しております、その表をですねまとめた、画像でまとめたものを皆さんのお手元に、今議長のお許しをいただいておりますので、ご覧になっていただきながら、再質問に移りたいと思います。答弁の前段で、緊急的対応、予防保全措置を講じていると、様々な取組を実施しているということで、一生懸命なさっていると。そういう風に理解しているところではありますが、お配りした表をご覧くださいますと、やはり数のあるうちのですね、一本や二本、やっぱりこのリスクがあるということは、共通認識をしていき、今後に生かしていかなきゃならないと、そのように認識しているところでもあります。まずこれ1頁目のですね、美瑛町の街路灯、防犯灯を含むチェック1というものなんですけれども、これは、左の上のほうから、新区画運動公園内の基礎コンクリートの劣化が見られる、またポール地裁部の発生、さびが出ている、腐食があるというようなものです。右に移りまして、中町3丁目、これは町立病院駐車場出口側の報道にある街路灯なんですけれども、これは穴があいて、ポール底部の損傷ということですね、これ昭和60年8月に設置されているポール式の街路灯なんですけれども、これは恐らくですね強い鉄製のものが力加わって、何らかの形で損傷が行われたと。隣の金属部分についてもですね、固いもので、圧力がかかったような跡がございましたので、現状、今穴があいていると。それで左下、③中町4丁目町営住宅の駐車場なんですけれども、こちらですね強い力でポールに力が加わった結果、ポール地裁部これ下の部分はもしかしたら犬のマーキング等による発生、さびが発生している部分なんですけれども開口蓋の損傷ということで、これは閉じて、どうしてもこう空間があいてしまって中に水が入っていくと、そのような状態にあります。右下の④幸町1丁目基礎部分からの傾斜ということで、これはアンカーボルトを備付け型のポールですので、しっかりと固定はされているんですけども、これも昭和60年代に初頭に設置されたもので、だんだんと傾きが見られると、そういうようなことで、気をつけていかなきゃならない時期に来てるということはお理解いただけるのかなと思います。しっかりと目視で確認をされているということも理解しておりますし、町内会の方も、一応目に入ったら役場のほうにそういう連絡があると、そんなことも聞いております。それで次の頁。2番目、3番目なんですけどこれがちょっと私が非常に気にかかる場所ですね、2番目は、幸町4丁目これは町内会管理になってるんですけども物自体が昭和50年代後半ぐらいにですね、設置されたものじゃないのかなという風に推察しております。それで傾きが見られるのと、開口蓋の状況によってボルトが欠落して中に水も入るようになっておりますし、また上部のほうにですね、恐らく昔交通安全というなことでですね、ここに看板が、黄色で黒い字であったんじゃないかなと幼少期の頃見てたもんですから、何となくその印象を持ってるんですけども、それが落下する可能性がある、そんな風に私は見ておるとあわせて、コンクリートが凍害、冷凍の凍の凍害ですね。スケールリングによって基礎部分がですね劣化し



始めているということで、これはアンカーボルト形式なものでないものですから、接損事故が起きた場合にはすぐ倒れる可能性がある、というようなちょっと恐さを、私は受けました。次の3頁目に移りますと、これは合同所管事務調査のときにもですね、聞いたんですけども、東町3丁目の町営住宅の敷地内、ポール地裁部からですね、2本並んで傾斜しておると。手前側の街灯についてはもう夜、電気はついてません。で、これですね、街路灯については車でぶつかってその後、倒壊の可能性もある。このまま放置するわけにいかないということで、町のほうが、町内会に働きかけといいますかね、連絡をしたところ、このままでいいというようなことで現状このようになっているようです。ただそれが果たしてこう、町民のためになるのかどうかということであればですね、ちょっと私は、倒壊のリスク、接損事故等があればですね、大事故につながりかねないと、そのようなことで、ここに載せさせていただいております。あと中町2丁目のこのポール底部の敷設、これもかなり古いものになってますので、いずれにしましても、町の中で、今600本程度のもがあるんですが、なかなかこう難しい状況にあると、その辺りはご理解いただけたらと思いますそれで、質問に移らせていただきます。

まずこの状況を見ていただいて町長どのように感じたのか、まずそれについて、伺いたいと思います。回数制限なんで、8問程度、一気にこういきます。

すいません。2番目としまして、町が管理する街路灯は、市街地と郊外と合わせて591灯設置とありますが、町内会などで管理している街路灯や防犯灯の設置数について、把握されているのかどうか。

3番目として、町が設置し、町内会が管理している街路灯はどのような根拠により、例えば委託契約ですかねそういうのが考えられるかと思うんですけど、どのような根拠によりその管理がなされているのかと。

4番目としまして、ナトリウム灯97棟ありますけれども、それについて、ゼロカーボンの観点もありますけれども、LED化は考えていかないのか。

5点目としまして、ほかの自治体では、道路附属物の維持管理計画ですとか、街路灯の維持管理計画を策定して、事後保全型から、事前に予防保全型という風に切替えてですね、維持費の管理コストの縮減と、費用の平準化を図っていると、そのようなところもございます。本町において公共施設総合管理計画がございしますが、その中には、残念ながら街路灯についてはですね記載はあるんですけども、具体的な方策というのがないものですから、今後、やはり維持計画ですね、附属物の維持管理計画を策定する必要があるのではないかと、その辺りお考えを伺いたいと思います。それと併せてですね、今回これ画像でお示しましたように、昭和50年代から60年代の街路灯、もう耐用年数30年がゆうに過ぎまして、38年、40年となっている街路灯もございます。それについてはですね緊急的に優先的に国土強靱化の補助金などを活用しながらですね、町民の安全・安心のために、可及的速やかに予防保全の措置を講じ

る必要があるのではないかと私は考えてるんですが、その辺りについて伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ただいま青田議員さんより、分かりやすい資料を提供いただきまして、私どもも共通認識理解が進み、深めたところでございます。議員さんの活動町民の皆様の声伝える、また、町内の状況について議員さんの立場として行政に伝えるという、本当に議員さんとしてのすばらしい活動をなさっていると、敬意を表するところとともに、はっきりとカラー写真でお示しいただきまして、危険性があるか所というものの認識についても、共有をさせていただいたところでございます。ありがとうございます。いずれにしましても街路灯そのものが最も日常的な町民生活を守っているところでもございますし、その施設・設備が、万が一の倒壊等によりまして町民の皆様に、何らかの被害が出てくるということがあっては、当然ならないわけでございます。議員ご指摘のとおり、予防的な観点からの施策というものが、今後求められてきているなど。そしてこれから大量に老朽化していくそういう時期を迎えているということも踏まえましても、ご指摘のとおりだという風に聞かせていただいたところでございます。順次お答えをさせていただきますがもし抜けていたら、またご指摘をいただきたいと思っております。

町内会などで管理をしております。街路灯、防犯灯につきましては、行政区、町内会の設置に係るものにつきまして、901基、901灯、901基でございます。そして議員ご質問、ご指摘の内容でございますけれども、現在、町内会に管理をさせていただいております街路灯がございます。でもたどりますと、昔、町が設置をした道路整備などに伴いまして、いわゆるハイウェイ灯と呼ばれているものなど、町が設置したものでその後、管理を各地域町内会にお願いしているものが含まれてございます。この件につきまして調べてみましたところ30年以上前からの状態、形態でありまして、当時の経過について申し訳ないですけども不明な点がございます。ご指摘の法的根拠になるもの、あるいは、具体的な契約物につきましては存在が認められておりません。認められませんでした。30年前からの慣習に基づいて町が設置したものを、町内会の皆さんに管理していただいているというそういう状況が続いているというところが、率直にご報告をさせていただくところでございます。今後もこのような状態でございますので町設置で町内会管理で行われてます街路灯につきましては、今後現状を確認をいたしまして、その管理の方法につきまして早急に検討させていただきたいと考えております。

次の点のナトリウム灯についてでございますけれども先ほどもナトリウム灯97灯除くというような答弁をさせていただきましたが、その後といいますか、報道によりますと、ナトリウム灯につきましても、出荷が終了するのではないかとというような報道もなされてきております。廃止予定がないのでそのまま、ナトリウム灯を保存しようという立場でございましたけれども、

今後ナトリウム灯も、出荷が止められてしまうということになりましたら、こちらにつきましても計画的にLED化の中に計画として含めて、LED化を進めてまいりたいと考えております。

先ほどからの論点でございます。事前予防保全型の計画を立てていくべきではないかという点でございますけれども、ご指摘いただきましたとおり、公共施設等総合管理計画等々で美瑛町といたしましては公共施設のものを、なるべく計画的に負担を平準化するという方向の取組を現に進めているところでございます。ただご指摘のとおり、残念ながら街路灯そのものという形では、公共施設の総合管理計画また個別計画の中にも盛り込まれてございません。今回、ご指摘をいただいたことを踏まえまして今年度というのは難しいかもしれませんが、来年度にかけまして街路灯の現状等を調査をいたしまして、今後の対策を街路灯の分野としてまとめていくということの必要性というものは、強く認識しておりますので、その方向で計画をつくっていくということで進めさせていただきたいと思っております。以上でございますでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 共通認識いただいてこれからやっぱりきちんと考えていくことですね、町民の安全安心な暮らしにつながっていくだろうという風に期待感を持って再質させていただきますが、全国の自治体の中ではですね自治体に対して町内会管理しているものを、改めて自治体にですね返すというか、移管をするというそういうような動きが見られております。ちょうど、八王子市のですねある町内会のそういう移管についての考え方をまとめたこういう回覧文書を手に入しましてですね、それには町内会でですねきちんと決議をした上で、町に対して自治体八王子市に対して街路灯を、返すと。それで、全て保全については、自治体が責任を持ってやっていくと。やはりですね、町民に対しての安全安心な暮らしを守ることと言えば、町内会も協力はするんだけどやはり主体となって動くのはですね、やっぱり行政役場がしっかりとやっていかないと、その責任の所在というのがですねはっきりしないということもあって、ちょっと私その辺りのところを整理しなきゃならないなと思ってる所なんです。それで、町への移管ということで考えたときに、ゼロカーボンの推進と併せて、全国的にその移管をですね今、町内会、自治会の街路灯を自治体に返すと、そういう動きがある中で、町もですね、実際その今責任の所在が、法的根拠のない中で、はっきりしてない中で、町内会に街路灯があるんで、ちゃんと管理してくださいと。ついては、電気料金について、応分の負担をね、町がしますよという補助は出してるんだけど、やはりその責任所在がはっきりしなかったらですね、後でも触れますけど保険にも入れないし、何かあったときに果たして町内会が責任を持つのかと。町の管理じゃない、町内会の街路灯をどのように扱っていくのかということですねやはりここでしっかりと考えていかないと、何かあったときにですね、町民を

守れないし、本当に大きなトラブルになると、その辺りの危惧が私ございます。それでまずその町への移管をですね考える余地があるのかどうかということをもまず、伺いたい。それと併せて、町内会により維持管理されてる街路灯も本当にポール部分が折損事故で倒れましたとかがあったときにですね、責任どう取ってくれるんだって、例えば私が歩いたときにごがんとポールが倒れてきて、けがをしたと。場合によっては、私はね、本当に命を落としてしまう。車が走ってときにポールが倒れてきて、それで事故起きたと。誰が責任を持つんだと。そのときに、町が管理している街路灯であれば、総合賠償保険、年間予算で70数万で入って、それが担保してくれるということは分かるんですけども、町内会の管理していると言われている街路灯が事故を起こした場合にはですね、それはやはり、町内会の責任と私も言えないと思いますし、一括してですね、例えば福岡市なんか一括して、自治体が管理する街灯についても保険をかけると、そういうようなこともやっておりますので、現状の確認をするのとあわせてですね、その保険にきちんと入って何か起きて大丈夫なようにっていうか保全を進めていかなきゃならないだけけれども、事故あったときの、そういう対策もですね、町内会がかけるとなかなかこれ保険かけるの難しいと思います。商品としてはあるだけけれども、どの部分が町内会管理してるのかまたは、どのような管理で町内会が管理してる、その根拠がなかったですね保険は入れないそうなので、その辺りについて、伺いたいと思います。町長さんに伺いたい。それとあわせてですね、自治基本条例公約にされて、今、自治基本条例が出てきました。そして今回の答弁でも、町内会が行う点検作業ということをも前提にして答弁されてるんですけども、やはり町民の安全安心なですね暮らしを守るのは、町役場が率先として中心となってやっていかなきゃならないと、そういう風に考えております。ですから、どこまでいってもですね、地方自治体の役割、地方自治法の第1号1項か、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するというそういう条文がございます。平たく言うと、命を守ってよりよいまちづくりを進めていく、それこそが、行政の役割だと思っておりますので、地方自治の本旨であり行政の役割だと思っておりますので、改めてですね町長としてどのようにこの街路灯、町民の安全、安心の暮らしを守るのか、含めて伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 住民の皆様の暮らし、もちろん、生命そのものを守っていくのが行政の役割であるというのは、私ももちろん、そのとおりであると認識をしているところでございます。そのための取組を、その視点を持った取組を進めてまいります。一方でこの分野だけではございませんけれども行政と住民の方との協働による取組というのも求められる時代になっておりますので、もちろん、行政が主体的に取り組んではもちろんでございますけれども、そ

の中でいかに地域組織住民の皆様と協働、協力し合いながら、進めていくことができるのかということにつきましてもあわせて考えていきたいなと思っております。町への街路灯の、町への移管でございますけれども、先ほど申しました901基、そのものを現時点で全て町へ移管するということは考えてございませんけれども先ほど申しました経緯がございます。町が設置をして、管理をお願いしているという経緯がございますので、このまま全てこの街路灯の最後の処分まで、地区の町内会の皆様でやっていただきたいということは、とても言えるものではございません。その中で、町としてどのような形で、この町が設置したものを維持管理していくのかということにつきまして、検討させていただきたいと考えております。先ほど、現状といたしまして照明灯の更新や撤去にかかる費用は補助金の交付の除外となっておりますと、答弁をさせていただきました。このあたりの規定ですね、設置しておいて、管理していただいて、そのあと撤去については、自分たちでやってくださいということはあってはならないと、私はこの場で思っております。撤去、更新などについても、町も一緒になって取り組みを進めていく、そういう制度にさせていただきたいと思っております。その制度が整った場合、町への全てを移管しなくても不必要を撤去であるというものについて、順次、外していくということも可能かなと思っておりますので、今果たしている、街路灯の役割、重要性等を考えながら、必要な対策をとってまいりたいと考えております。損害賠償保険の考え方につきましても、今ここで最終確定的なお話ができるわけではございませんけれども、町内会におきましても保険制度を議員もご指摘ですけど入れないことはないと思っております。その中で保険料がどのぐらいになるのか、町内会、組織がそれを負担するのが適正なのか、不適切なのか、という様々な議論があろうかと思っておりますので、町内会、また行政区の皆様との意見交換を進めてまいりたいと考えております。これから、美瑛町といたしまして地域、町内会行政区の皆様がより使いやすい、より優先度の高いところにお金を投資するという事で、一括交付金制度を、今行政のほうで考えているところでございます。場合によりましては一括交付金制度の中に一定の額を上積みして、町内会、行政区にお渡しすることでその財源として電柱等の撤去に使っていただくということも、考えられるかなと思っておりますので、今後地元町内会行政区の皆様との意見交換を進めさせていただく中で、安全な照明注の管理を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） それでは質問を変えます。質問事項2番、こども施策についてのこども意見の反映についての質問に移りたいと思います。答弁の中で、意見を述べやすい環境整備に努めてまいりますと、子供たちに寄り添ってしっかり取り組んでいきますと。本当にこれからの話なものですから9月の4日に大綱の中間報告といいますかね、案が出されてそれで道の

ほうから今下りて今後、こども基本法に基づいて、こども基本計画を立てていくのかなとそのようなことも、ちょっと今想定している中で、取上げさせていただきました。ちょうど7月に上川総合振興局長の講師になった、勉強会があってですねそれに参加させていただいて、これからやはり、振興局長は、もっとこども未来局の局長さんの方でもありますのでね、管内の自治体として、子供施策については力を入れていかないと、やはりそれは、私も議員としてしっかり取り組まなきゃならないとその挨拶の中でもさせていただきましたのでね。この場でしっかり取上げさせていただいて、きっかけづくりなればと思って、質問させてもらいますが、地方公務員を対象にしたこども行政の要望を必要と思うことアンケートというですねそういうの、入手出来ました。作成者は自見はな子参議院議員と山田太郎参議院議員で、ちょうど旭川市議の沼崎市議がですね、高校の後輩なんですけどもそのぬまっちがですね、要はこういうのがありますよということで、彼、本当に勉強会なんで、私もちょっといろいろ教えてもらってるところなんですけれども、そういうアンケートに基づいてですね見ると、やはりいくつかの課題があると。町長部局及び教育委員会の所管が異なるこれどもそうなんですけども、調整が困難で時間がかかるということがあったり、あと意思決定のためにですね保健福祉教育分野がフロアが同じくして合同のそういう部局をつくることも考えないとならないんじゃないかとか、小学校と就学前のそういう施設だとか、そのほかの施設との連携がなかなか難しい。ということと、1番はですね、やっぱりマンパワーなんです。アンケートの結果出てきたのが、行政の人手不足、予算の不足と、そういうようなことで、こども家庭庁できる前のですね、行政の在り方勉強会というところのアンケートによっては、そういうようなことが出てます。それで環境整備に努めますという風になったんですけども、基本的にはですね、人材がやっぱり足りないんじゃないかという風に私はちょっと思ってるんですよ。なかなかこう今でさえ、忙しく多忙な中で、それで今度子供の意見表明権を基にして施策に反映するための機会を設けるだとか、その辺り、議会もやはりやっていかなきゃない部分あると思います。こども議会、若者議会を開催するということが今出てきておりますので行政と議会一体となってやっていくところあるんですが、なかなかやはり運営面で難しさが感じるんですけどもその点について、まず改めて伺いたいというところと、あと北海道の旭川児童相談所ございます。そこが、やはり例えば意見表明支援員を設けたときには、やはり政令市であるとか都道府県だとかそういうところは意見表明支援員を設けますよっていうのがはっきりしてるんですけども、旭川ではまだこれはっきりとで児童相談所はあるんだけど、そういう支援を入れるかどうかというのはっきりしたやつ旭川ですらはっきりしてね、稚内から、上川管内、留萌宗谷、上川がその所管になっている児童相談所なんですけれども、そこに、もしその支援が配置にならないとしたら私大きな問題だと思うんですね、まさに振興局長もいる中で、そういうこども未来局のどこから来て今一生懸命やなきゃならないとこにそういう配置がない、それがちょっと私困

と思います。それで美瑛町で単独で設けることも出来ないんですけども、せめてその圏域だとかそういうところで、町長として働きかけてですね、その圏域の中で、そういう支援のマンパワーをですね、こう入れてって、圏域でそういう活用していくってそういうことが出来ないのかどうか、お考えを伺いたいとます。

以上、2点になるかと思いますが、まず伺いたいんで。あと教育長に対して、そのまま続けてよろしいですか。教育長に対して、私もですね、中学校の頃振り返ると意見表明ということと言ったら、生徒会に入ってですね、自由な服装の日を作ったらどうだとか校則の緩和だとか当時本当に厳しい拘束があったんです。今ブラック校則とかっていうそういう言われ方もしてるんですけども、基本的には、子どもたちは自己決定権というのを持っていて、例えば服装で頭髪でも、生き方ってちょっと大げさかもしれないんですけども、やはり一定のルールの中にはなるかと思うんですが、服装なり頭髪なりっていうそういうのは自分たちで決めてもいいよっていうそういう風潮になってきていると思います。ただその中で、令和4年12月に生徒指導提要というのが出されてるようなんですけども、意見表明に基づいて、校則を変えていくことができる、そういうような時代になってきているようなんですけどもね。美瑛町の教育委員会として、子供たちの意見を反映するという事は宣言というかここで答弁いただいたんですけども、校則について、例えば何らかのことを求められたときに、どのようにですね、意見を聞いて、どのように、それを反映させていくのかと、その辺りについてお考えを伺いたいとしたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 子どもの意見を聴取していくということの大切さは当然もちろん認識しているところでございますけれども、新しい法律でございまして、先ほど教育長もご答弁申し上げました国の大綱がこれからだということなので、具体的作業は、もう遅れないように、すぐにできるようにしていきたいと思っておりますけれども、今まさに体制づくりを考えているところでございます。子どもの意見を聞くということの在り方ですけども、いろいろな形で意見表明を受けるといえることができるとされております。例えばアンケートですとかパブリックコメントといった手法でも、子供の意見を聴取したと、見ていただけるといって風解されておりますので、人がそれほど多くなくても、マンパワーを必要とせずアンケート、パブコメで意見をお伺いすることが一つの形かなと思っております。ただ、もちろん、意見表明の仕方が難しいお子様等々、たくさんの形態が考えられますので、どのような状況においても子どもの意見を聴取をさせていただく。その体制づくりは、今まさに進めなければならないと考えているところでございます。先ほども申し上げましたけども、国のほうもファシリテーターやサポーターを活用しなさいというような指針も示されておりますので、そのような立場の

方々を、美瑛町内におきましても確保していく、その方々に取り組んでいただくということが、必要なのかなと、今考えているところでございます。そしてそのような方々は、専門職として子どもの意見を聞くためだけのサポーター、ファシリテーターではなくて、常日頃より子どもさんたちと関わってる方々が、当然ふさわしいと考えておりますので、状況状況に応じてそのお子様の特性ですとか発達の状況、把握されている、身近な方々に、その都度都度、お願いをしてご協力を仰ぐという形が現実的な運用の仕方になっていくのかなと、今考えているところでございます。

そして、広域連携の中での意見表明支援員の採用についてでございますけれども、おっしゃるとおりでございます。旭川大雪圏域では連携中枢都市圏を構成し、1市8町の中で協力した取組を進めているところでございます。昨日もみんなで一堂に会して意見表明、意見交換をしたところでございますが、そのような場多々ございますので、私のほうから、この大雪圏域の中で意見表明支援員を確保出来ないかというようなことを提案提議をさせていただきまして連携の中でご議論いただき、できることならば、ぜひ確保して以降採用していこうという方向に持っていきたいと考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

○教育長（鈴木貴久氏） 児童生徒の意見表明の機会というのは、それぞれ町内7校の学校で、それぞれ単元の教科の中で、主に国語の中では皆さんの意見を発表し合う機会であるとか、中にはパネルディスカッション形式での事業形式もやるということで伺っています。それが平均的に7校で行っていることであり、また、それぞれの学校小学校では、児童総会、それから中学校の中では生徒総会という最高機関の総会でありまして、生徒独自でこれは先生は周りで見ただけなんですけど、生徒同士で校則等の話やら、いろいろ生活の決まりだとか、いろいろ話しているそうであります。その中で、提案なされて議決されたものが、財政上の問題もあるについては、恐らくすぐには実施出来ないものありますけども、その中で決定したことについては、翌年の4月から順次改正されるということを伺っています。先ほど申し上げました校則なんですけども、我々の記憶では、40数年前、中学生の時には生徒手帳というものがあって、服装の身なりやら髪髪やら、いろいろ下校時刻は何時で放課後は何時まで部活で終わりですよとかっていうのが書いてあったんですけども、今は、美瑛中学校、美馬牛中学校とも、生活の決まりというような中で、生徒手帳というのが、もう数年前、10年前から無くなったことでもあります。今現状の先生方は6年に一度は学校変わりますので、どの先生に聞いてもその辺、当時のことは分からないといったことでもありました。それで今申し上げました身なり、服装等がかなりきつかったようでもありますけど、今は前髪が目にかからないように、それから耳にかからないようにと、髪の状態を書いておりますけども、学校の先生はそこまで



は、かかっているから切りなさいとかそういったことは言っていないそうです。それほど単に決まり事はあるんだけど、生徒同士が決めた決まりなので、それは先生方が、子供たちを尊重して、学校生活を有意義に送ってほしいという表れかなと思っています。自分たちで決定して改善した、改正された生活の決まりなので、もう自分たちで組立てていくというか、責任を持って、自分たちが守るという表れでありますので、重要事項と捉えて、今後、子どもたち行動していくものと思っております。以上です。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） また再々質をさせていただきます。本当に圏域でのですねそういうようなことに結びつけばという、本当に町長頑張っていたきたいという風に思っております。ただ、その中でですね児童相談所の資料ちょっと見ましたら業務概要令和4年度版というのがある、児童虐待の統計が載っております。残念なことに、本町においてもですね令和4年、児童相談所のほうの扱いの件数の中にはですね、児童虐待2件。そういうような、資料として掲載されております。小学生と、あと高校生その他という区分なんですけれども、父親からの虐待、心理的な虐待があったということで、児童相談所では把握していると、やはりこうそういうネガティブなですねこと、何ていうかな、そういう虐待を受けてる子供たちが、意見を表明するというのはなかなか難しい。ただ、きちんと聞いて、今の親からこういう仕打ちを受けてるので、やめてもらいたいんだということを開けるようなですね、そういうまちであってほしいと。それがどのような扱いでも、扱いというのはどのようなツールを使ってもいいです。ただ、面と向かって信頼関係がないと、やはりそれは子どもも、訴えられないだろうと、そういう風に私は思っております。ですから、この件数として、本当に2件というそういう数字的な資料なんですけれども、そこにいる子供のことを考えると、私は本当にですね、何とかしてあげたいなと、そういう思いでいっぱいです。町長のお考えを伺いたいと思います。

また、教育長、本当に拘束随分と緩和されてきていると、今頭髪も目にかからないようにということなんですけどもね。高校の私、評議員だとか、保護者会やってると、高校に行ったらですね、割とこうぐっと閉められるところもあって、例えばツーブロックは禁止ですよっていう風になってるんすよね。じゃ、刈り上げとツーブロックの違いってどうも分からないです私。私もどっちかっていったら全体的に借り上げてるタイプなんで、ツーブロックなのか、借り上げなのかってちょっと論ずる話ではないんですけれどもね。ただやはりこう、ある程度のルールがないと子供たちもですね子ども福祉法でいう最善の利益の優先考慮という考え方があるんですけれども、やはり大人としてもですねこれはきっちりやっていかないとならないよということ伝える。子どもたちがいくら望んだとしても100%叶うものではないと校則を子どもたちが決めたとしても、やっぱりここは違うんだよっていうことをやっぱ指し示していかないと

と、今後の人生の中でですねちょっとやはり困ったことも、高校進学したら、いや、中学校ではいいと言われたけども高校では駄目だよってそんなこともあるのかもしれないです。その辺りについて、子どもの基本法における最善の利益の優先考慮その辺りについて、教育委員会としてどのようなお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 子どもの意見の聴取、今ご議論いただいておりますのは、こども施策に対して当事者、子どもから話を聞いていきたいと思いますという観点でございますけれども、議員ご指摘のとおり、それだけに限らず、あらゆる今、現に子どもが困ってる状況にあったときに、その困り感について、率直に相談できる、大人たち、支援制度がなければならないというのは、ご指摘のとおりであると思っております。現状でも教育委員会と町長部局、保健福祉課の連携、垣根をなくその相互の情報交換は常に図っているところでございますし、児童相談所との連携も深めているところでございます。その中で、児童虐待ですとか女性もDVに関するところの情報の収集と対応に当たっているところでございますが、より一層相談しやすい、話していただきやすいそういう体制づくり、今まだどこか垣根になるよというところであればそれをも取り除いていき、子どもたちが相談しやすい体制というものづくりに鋭意努めて、改善してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

○教育長（鈴木貴久氏） 子どもの最善の利益を実現する観点、ちょっと難しいところなんですけれども、ここ10年、10数年の間に、学校ではいじめ関係の問題それから児童虐待などいろんな問題がある中、そして最近では、3年間コロナ禍で子どもたち生徒たちは少なからず制約を受けて過ごして、経験してきたと。そういった目まぐるしい環境変化の中で、最近の子供たちが生活している。学校でも生活している。その中で、周りの大人たちが、その中で、子どもの意見を聞かないで、話し合っただけで大人同士で意見を言って決めていくといった風潮がある中、今回このようなこども基本法が出来たときに、今度、子ども視点と視点を当てた意見を聞く、機会の表明を中に入れてこうやって子どもの目線をふと今まで大人しか考えてこなかったことに対して子供の育成をこれと取り入れたときに、何だ簡単だったんだ、何で大人はこういう見方したんだ子どもだったら考えてすんなりいくじゃないかといったことも出てくる可能性があるんで、こども基本法の理念にあるように、こういった子どもの最善の利益を考えるならば、これからは子供の意見を尊重していく機会が子どもの最高の利益となることと思っておりますし、ただそれを単に全部が全部聞いて子どもの言うことが正しいっていうわけじゃなくてその中で大人が判断して、ルールをつくり守りながら、はみ出さない程度というか、ある程度監視し

ながら、教育委員会としても子どもたちの意見の反映に、積極的にそういう機会を設けて、そういった意見を出し合う機会に努めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。それでは3問目の質問に移りたいと思います。アドベンチャートラベルとこれからの観光振興についてということで1番目の質問答弁いただきました。今後のですね、観光資源等とまたメニューということで、ちょうど今アドベンチャーワールドサミットをやってみて、北海道実行委員会の石橋さんという方の話では、今ちょうど商品の何ていうかね、お試しを各自治体というか、そのコースでやっていると。それで、1番人気は女満別から知床まで、いくそういうアドベンチャートラベルのコースがあるそうです。それは、女満別空港について、知床まで100キロですね、自転車で走っていくと。そういうようなコース、それを外国人も楽しめるようにですね、沿道その食事だとか含めて3泊から4泊なのか。そういうような形でですね提供する、そういうような動きもあります。北海道内で15ぐらいですかあと道外で7つとかそういう風な、構想を今実際に、ワールドサミットの参加者が楽しまれていると、調査しているとそのようなところなんで、改めてこの大事な考えといいますかね、アドベンチャートラベルに期待するところもあって質問させていただきますが、まず、たびらいというですねホームページがあって、これ北海道観光情報なんですけどその中で白金ダムについて取り上げてます。ちょっと古いあれなんですけど、これの中でですね、隠れた人気スポット白金ダムがあるという風に、一気に人気スポットになってるんですよ。それで、白金ダムの中では美しい山並みと森が色彩この湖面に移る景色をまずシャッターを切りたくなると。そして美瑛の観光スポットの集まる場所に近くあり、青い池は白金ダムも近いので、美瑛観光の時に立ち寄ってみると良いだろうという風になってはいるんですけども、これ、農業用ダムですね、多目的利用は考えてはいるのかもしれないですけども、実際観光地ではないと。そういうようなところで、ただ期待感はあるのかなというところですね。それで毎年、これ旭川の大きな建設会社さんがボランティアで、あそこの何ていうかね散策路といっただめですね、道路作業をボランティアで修復されていると、そういうようなこともあって実際ちょっと令和元年ちょっと10月頃にお邪魔してですね、本当にどうもありがとうございますと言って、それでいろいろこう見せていただいた話を聞かせてもらいました。それと、地域ですね、そういう、白金温泉街の方からも、やはり、あそこを何とか利活用出来ないだろうか。農業用ダムであるんだけど、農業用ダムの多目的利用というのが国のほうでも今進められているところもありましてね、あそこをなんか見たら、熊が出たりだとかいろいろあるかとは思いますが、本当にその自然環境をまたあんまり言ったら駄目なのかもしれないけど魚がいたりだとか何かそういうところで楽しめるスポットというか、アドベンチャ

ートラベルの中の一つのそういう大きなですねスポットにはなるんじゃないかなという期待感もあって、例えばそういうような、ダムだとかを観光にですね活用することについて町長はまずどうお考えなのか伺いたいと思います。そして次にですね、アドベンチャートラベルの大事なガイドのことなんですけれども、アクティビティガイドとスルーガイドというのがあって、アクティビティガイドってのは例えば、山に行きました登山、そういうのを案内する自転車でこのコースで楽しんでくださいねと、それぞれのアクティビティをガイドする。そういうような役割を持つてるガイドと、スルーガイドとって、旅全体を演出して、それで、例えば健康面の配慮、あとは天候面で、日程を変えたりだとか、あと様々な、そういう地域の情報を持つてる方が、全体的にプロデュースする、そういうスルーガイドとその二つのガイドがあるそうなんです。それで、答弁の中にもあったように、美瑛町そのガイドのですね採用とか養成とかってのはちょっと今、ご苦労されてるっていうかね、なかなか進んでないようなところもあるようなんですけれども、例えば釧路市なんかでは地域おこし協力隊で語学が来て、いろいろこの条件を設けてそれで地域おこし協力隊に入れると。美瑛町もしかしたらいろいろ今、採用してですね、そういう人材を活用するための動きが出てきてるかと思うんですが、そのガイドについて、現状ですね、どのような状況で、ちょっと答弁重なるかもしれないけど、どのような状況なって今後どうしていきたいのか、その辺りについてですね、答弁をいただきたいと思います。また、やはりおもてなしも大事だよということで実行委員会の石橋さん言っていました。地域でのおもてなし、それは形式、形だけの問題じゃなくてやはりこう、ここに交流が生まれるだろうと、その交流をどうするかというのも、そのコースの魅力化の一つですってということで、食事の時に、いろいろこう何か地域のことは触れたりだとかできればやはりそれが美瑛の魅力を伝えることになると思いますし、その食事しながら、また、地域の方と触れ合う機会を設けるといのもですねスルーガイドの手腕といいますかね、魅力あるコースづくりにつながっていくと。そのような話もございますので、その地域で、アドベンチャートラベル、知ってますかって言ったらどのような、あれになるか分かりません。まだまだ本当周知していかなきゃならないと。やはり、地元の理解がないと、観光公害ですとか、やはり今で言う本当に農地の侵入、そういうようなところにつながっていく懸念もございますので、アドベンチャートラベルいいことです、地上規模世界的な市場規模72兆円と言われてますけれども、ただやはり、その利用を追うだけではなくてですね、きちんとその地域で受け入れるため、また、スムーズにですね我々本当町民が生活するっていうそれが大事なことだと思いますので、その辺りのバランスをどのように周知してとっていくのか、まず伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） まず1点目のダムを含めたインフラ関係の活用についてでございますけ

れども、ご指摘をいただきました白金ダムの活用につきましては、実は役場内でも過去から活用について考えているところがございます。ただ、管轄が、開発の管轄であるということで、そこと協議もしている状況、したこともある状況でありますけれども、なかなか道の整備ですとか湖面の水位低いとか様々な課題も、その中で出てきておりますけれども、ただ、地元の白金温泉関係の方々をはじめ非常にいい眺望も優れた、観光的にも優れている可能性を秘めている、ダムであるというご意見も拝聴しておりますので、今後アドベンチャーツーリズムが進む中において、有効な資源となりうると私も思っております。これからの白金観光全体、白金エリア全体の開発といたしますか、白金エリア全体の観光化を進める中で、どのような位置づけにしていくのかという観点から、さらに、ここは使わないということではなくて、白金ダム、できるところから有効に活用していきたいという方向で考えてまいりたいと思っております。

また、先日、インフラツーリズムの関係で青い池と火山砂防情報センターが国からインフラツーリズムの対象地点という風に認めていただきました。砂防施設関係も近くで見たら、大変勇壮、雄大なものもあつたりですとか、美瑛だけではないですけどダムをめぐる旅というのは非常に今人気を集めております。インフラツーリズムの在り方というのも、アドベンチャーツーリズムとあわせてこれからの一つの観光の在り方になっていくと思っておりますので、しかも美瑛町内には、それぞれの資源がございますので有効に活用していく、そういう方向性で、観光協会、DMOとも連携を深めてまいりたいと考えております。ガイドの養成につきましては、国内の方が対象へのガイドをとという意味では、既に長くキャリアを積まれている方もいらっしゃるし、また、ジオガイドを含めて今養成を図っていて、国内の方に対する、ガイドさんという意味では、大分制度は整ってきているかな、人的にも整ってきてるかなという風に思っております。また、バックカントリーなどなどアドベンチャーツーリズムに位置づけられるような取組ですけれどもこちらもう民間の方で業として行っていられる、キャリアのある方もいらっしゃるし、そういう官民の一体となった取組を進めることでアドベンチャーツーリズムに対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。一方で重ねてですけども先ほど申し上げたとおり、外国人、外国語に対応できるガイドがないということは、大きな課題であると考えております。直近でご指摘のとおり、地域おこし協力隊の中で、語学ができる方の採用を考えております。語学は、先ほど申しました語学は出来ますけれども即ではガイドになれるかというところまたそこは求められる要素が違うので、即ガイドになりませんが、まず最低限、語学ができる。その方々に対して、アドベンチャーツーリズムに必要な技能と、知識を身につけていただいて、現場に出ていただく。そういうような取組をこれからも、進めてまいりたいと考えております。スルーガイドの養成はまた、1段高いものがあるかなと思います添乗員ではないんだということもございます。旅行全体をトータルでマネジメントできるような方々のことだととらえておりますので、まず現場を案内できるガイドの方々そして

そういうそのガイドの方々が、活躍できる旅程を全部組めるような、スルーガイドの養成というものも、今後視野に、まずは、現場のガイドそのあと、トータルでコーディネートできるスルーガイドの養成についても、検討といいますか、努力を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘のとおりでございまして観光アドベンチャーツーリズムそのものが、観光目的で入ってくる方々に対するということだけではなくて、そのことに通して、地域全体が豊かになっていかなければならないと考えております。そのためには、地域の方々の理解を深めていただける、また、ともに楽しんでいただけるというような環境づくりが必要かなと思っております。先ほど申しましたけれども観光ルールですとか、マナーですとかそこも含めたオーバーツーリズム問題につきましても、観光協会DMOのほうで取り組んでいただいておりますので、さらにその観点も含め、しかし、おもてなしやはり、外国からを含めた観光客の方がおいでいただくということは、地域にとっても、潤いにもなりますし、発展にもつながっていく。そういう観点からおもてなしをさせていただく、そのことの努力を観光協会DMOとともに、連携を組んで美瑛町も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

（「はい」の声）

○6番（青田知史議員） 答弁いただきました。それで最後に3問伺いたいと思います。白金ダムなんすけど、このような感じですねちょっとこれいただいた写真なんすけども、本当に秋口になると、ほんとに真っ赤な紅葉ですね、湖面にまた、それが移って、本当にこうすごいきれいな場所だと。全面的にこうウェルカムで開けてっていう風にはなかなか難しいかと思うんですけども、それやはり写真を撮りたい方もいるし、果たしてその場所が観光的なところで使えるのかどうか含めてですね調査というような形で、年に1回ぐらいはですね地域の方であるとかそういう方もちょっとこう、一緒にですね、視察というかそういうことが出来たらいいのかなあという風に私個人的に思ってます。もちろんその中には環境保全だとか含めてなるかと思うんですけども、やはりその辺りの何ていうんですかねホームページ、観光のガイドのほうでは美瑛町の隠れた名所であるってなってももしかしたらそこに行こうとしてる人もいるかもしれないです。だからそれに対して実は今、農業用ダムで、観光地ではないんだということ伝える中で、やはりこう、たまにはというかな、なんて言ったらいいのかな。やっぱそこが果たしてどういうところなのか、我々ももっと知るべきじゃないのかなという風に思っております。次に、今スルーガイドの話ね、私もさせてもらったんすけど確かにハードルは高いんですスルーガイド、ハードルは高いと本当にこう、旅行代理店のね英語に長けてる方でおかつ全般地域に精通してる方ってなると本当にそういうなり手ってのはいないかと思っております。

ただやはりですねカムイミンタラDMOに本町も加盟したということであればですね、そこで、何とかこう、スルーガイド。旭川大雪圏域の観光に精通した、そういうようなスルーガイドのことをですね、圏域として考えていくことが必要なんじゃないかなと考えております。最後になりますが、おもてなしということでしたら多言語化で、そういう観光協会の窓口もやっていると、平成30年の12月にですね旭川当時市議のお世話になってる林祐作、今道議がちょうど冬まつりの関係もあってですね一般質問したときに、ムスリムの、イスラム圏の方たちの招致であるとか、おもてなしについて質問をしていて、それ私も関心持っているとこがあったんですけれども、今、やはり世界人口の中で20億と言われているそのイスラム圏の方たち、本町においても、企業の中でインドネシア出身でイスラム・ムスリムの方が、暮らしていると、そういうような時代です。それで、たまに何ていうんですかね、女性でこういう、民族の衣装を被った方が、国道沿いを歩いていたりだとか観光だと思っんですけど、やはり徐々にですね入ってきていると。そういう方たちが増えてくる、そういう風なことが予想されております。そのためにはやっぱりハラル食であるとか旭川空港にあるその多目的室祈りの部屋ですね地域振興部の方が言ったのは、そういう方で、ウェルカムのそういう思いを出して設備的なものを作っていると、そういうこともありますのでね。今後やはりそういうムスリムな方たちに対しての売り込みも必要になってくるんじゃないかなと思います。もちろん町がというよりは本当にDMOも中心になってですねやっぱりそういうことを考えていかなきゃならない観光協会を通じて考えていかないとそういうことがあるかと思っんですけども、その辺り町長の認識について、一応3点伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 1点目の白金ダムの活用についてでございますけども、重ねて私もここは十分活用ができる場所だという認識でございます。活用していく方向で関係機関と協議を深めさせていただきたいと思っます。既に先ほども言いましたけど、開発とは協議を進めておりましてどこまでが許認可の関係があるかですとか、先ほどご指摘いただきました周遊道路はあるんですけどもちょっと今簡単には回れない状況にあるとか、熊の心配があるとか、様々な課題がありますので、それを一つ一つ精査していく中で、でも、すばらしい眺望を生かした活用の仕方を考えてまいりたいと思っます。そのために、ご指摘、ご提案いただきました、我々でまた視察に行こうよということは、有効であると考えておりますので我々の観光部局も、あるいは観光協会DMOもみんな一緒になって、一度、また現場に行きまして在り方について考えてみたいと思っます。

スルーガイドの育成につきまして、圏域、大雪カムイミンタラDMOの中でというのは、ごもっともなご指摘だと思っます。こちらも昨日ちょっと会合がございましたけれども、この

ような中でカムイミンタラDMOの在り方も、今問われております。美瑛町も当麻町も加盟したことによりまして、今後カムイミンタラがどういう方向を出していくのかということも組織として考えていただいている現状にありますので、その中で、私どもとして美瑛町はこう考えるという意見を出しスルーガイドの育成について、ぜひみんなと一緒にやっぴこうよという提案をさせていただきたいと思ひます。また、多言語化につきましてでございますけれども、今年、頓に今まで割とアジア東南アジア系の方々が多い中で、欧米系あるいはもしかしたらアフリカの方なのかと、様々な本当に国籍の方が、美瑛町を訪れていただいております。大変ありがたいことだと思ひております。それぞれの国の文化に即したおもてなしの仕方が求められてきておりますので、できる限りのことをし、受入れ体制を整えていくというのは、観光都市美瑛町としては必要なことであると認識をしております。ハラル食を提供したいというお話をこのコロナの前に私は伺ったことが、町内で伺ったことがございまして、大変ありがたいなという風に思ひておりましたけどちょっとコロナの中で、多分その話はストップしてしまひていと思ひますが、民間の中でそのように積極的な活動をしていかれるというような方々もいらっしやいますので、観光協会、DMOそして民間事業者の方々とは協力関係をさらに深める中で、多文化多言語に対応した観光の在り方、より魅力的な観光地をつくっていくということに努めてまいりたいと思ひております。

○議長（野村祐司議員） これで、6番議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩をいたします。

休憩宣言（午前11時02分）

再開宣言（午前11時15分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、4番、興梠勝也議員。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

（4番 興梠 勝也議員 登壇）

○4番（興梠勝也議員） 一般質問、4番、興梠勝也。質問方式、時間制限方式。質問事項、情報公開の在り方について。質問の要旨、行政と住民の情報の共有は、まちづくりにおける協働の精神や信頼関係を築く上で最重要とされるべきことです。また、開かれた町政・議会を掲げる上でも「町民の知る権利」は守られなければいけません。町政や議会に関わる者においても、公務における隠し事は極力避け、組織ぐるみでの隠蔽体質に陥ることなく公明正大に責務を果たしていく使命があります。

町政の情報伝達手段としては現在、広報やホームページなどが主体ですが、すべての情報が提供されているわけではなく、詳しい情報を町民が得る手段としては、情報公開請求を申請す



る手法があります。しかし情報公開請求の方法などの告知がほとんどなく、情報の共有や町民の知る権利が十分に満たされているとは言えない状況も見受けられます。また、傍聴可能な会議等においても、その多くが日時の告知など行われていない現状もあります。

町政への住民参加を促すためには、正しい情報を町民が手軽に入手できる、または行政側が積極的に情報提供する体制づくり及び環境整備が必要です。

そこで次の3点について伺います。(1) 過去4年間で情報公開請求を申し出た人数(同一人物は一人とみなす)と件数について。(2) 情報公開請求された情報の開示・非開示を判断する方法及び判断基準について。(3) 情報公開や情報提供への在り方への考え方について。質問相手は町長です。

○議長(野村祐司議員) 4番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

(「はい」の声)

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 4番、興梠議員さんからの情報公開の在り方について答弁を申し上げます。本町における町民の皆さまへの情報の発信につきましては、広報紙、防災無線、ホームページなど様々な媒体を用いて提供しているところです。また、行政情報の共有は、町民主体の自治を実現するための基本であると認識しております。

一方、町民の皆さまが個別に知りたい情報は、窓口や電話、メール等でのお問い合わせのほか、美瑛町情報公開条例に基づいて情報の公開請求を行い、公文書等の開示を求めることができる制度となっております。

本年4月1日より美瑛町自治基本条例が施行したところではありますが、情報の共有や提供、公開は、町政運営の透明性と町民の皆さまに対する説明責任を確保する重要な手段でもありますので、さらに制度の趣旨にのっとり、取組を推進してまいります。

1点目につきましては、情報の公開請求をされた方は、令和元年度は0件、令和2年度は2人7件、令和3年度は3人5件、令和4年度は1人2件の実績となっており、過去4年間の合計では5人14件となっております。

2点目につきましては、美瑛町情報公開条例に基づき、開示及び非開示を適切に判断しており、特定の個人が識別される情報などにつきましては、開示しない場合もありますが、行政情報は原則開示することとなります。

3点目につきましては、美瑛町情報公開条例に基づく情報の公開は、請求手続により公文書等を開示するものになりますが、情報の提供につきましては、必要とする人に必要な情報を提供できるよう、体制や方法の在り方を引き続き検討した上で、その環境整備に努めてまいります。また、傍聴可能な会議等の告知につきましても、現在庁内等で精査を行っており、今後告

知すべき会議等の情報を提供してまいります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

（「はい」の声）

○4番（興柁勝也議員） 情報公開請求された方の人数ですけれども、うちのほうで4年間での情報公開請求を申出たので4年間で5人中14件となっておりますけれども、令和元年度は0件ということなので、実質的には3年間で5人14件。ということですが、これ個人的な印象としては、この規模の町としては少し情報公開請求が多いかなというものもあるんですけど、どのよう内容の公開請求があるのかということをお伺いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 公開内容でございます。公開請求内容でございますけれども、様々なものがございまして。美瑛町農業委員候補者評価委員会の議事録を求めているもの。大雪消防組合職員の懲戒の事務及び効果に関する条例第2条の規定により、美瑛町職員懲罰審査委員会の会議で審議された内容。等と様々なものがございまして。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

（「はい」の声）

○4番（興柁勝也議員） これだけやられるということは、結局なぜやられるかっていうと、情報を出していないからやられるということの考え方があるんですけども、それについてはいかがでしょうか。どのような形でこれだけ情報公開されているという風に考えられているのか、お伺いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 情報公開をやられるとは考えておりません。町民の方が必要とされる情報について、請求をされ、私どもはそれに応じて開示をしているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

（「はい」の声）

○4番（興柁勝也議員） 開示されているのは、件数だけということでこれ情報公開どのようにやっていくかこれからやっていくかということを考えれば、件数だけではなく、どういったものが情報公開されているということまで記載して公開するべきではないでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 議員おっしゃっているのは情報公開請求の実績についての在り方だと認識してお答えいたします。現在は、年間の請求件数のみを開示、公表しているところでございます。今後それ以上のということであれば別にやぶさかではございません。人数あるいは請求内

容についても、開示していくということを十分考えてまいりたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） ありがとうございます。開示していくということでそれをどういった方法で開示していくという風な考えで進めていかれるつもりでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 現行どおり、広報紙、町ホームページで公表しておりますのでその公表の内容をさらに詳しくしていきたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

（「はい」の声）

○4番（興柁勝也議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。先ほど、質疑応答の中で資料を用意して、すばらしいというお褒めの言葉がありましたので、私も資料を用意して、ちょっとお伺いさせていただきます。これ、情報の開示非開示を判断する方法及び判断基準についてという内容ですけれども、これ、ここ一応公開されたこれ町長さんの交際費について、お借りしてきたんですけれども、それに付随してきた内容の記載です。ここ今美瑛ゲートボール大会というのがあり、美瑛ゲートボール連合会長さんの名前があります。ここでは、案内の文書ですよ。でも、ほかのところで同じ町長杯ゲートボール大会、ゲートボール連合、ここは黒塗りされてるんです。何か整合性がとれてないし、このパークゴルフ協会の方々も会長さんを黒塗りされている。例えば美瑛神社例大祭ご案内。ご案内の主文がついてるんですけれども、神社宮司さんの名前が黒塗りにされている。総代長さんの名前も黒塗りされてるこれ、どのような判断でされているのかがこれ整合性が全くこっちはこっちでは公開してるのにこっちは今回黒塗りにする。というのがありますし、また、ちょっとこれ旭川十勝道路の道づくりフォーラムっていうものがあつたんですけども、これをご覧になりますかね。真っ黒、真っ黒ですよ。何がこれ、何が真っ黒になっているかっていうと、普通のフォーラム、講演会です。で、開会挨拶として、富良野市長さんの名前がここに出て、その次に共催者挨拶として、富良野商工会会議所会長さんの名前を黒塗りにされている。そしてこの講師を務めた方北海道エアポート株式会社代表取締役社長と書かれて、黒塗りされている。この大きく黒塗りされているところは、この方をこうした講師の方のプロフィールです。何も隠す必要ないですよ、こんなもん。これ無駄ですよ、はっきり言ってこれ、一生懸命多分これ作業やられてるか、職員の方がこうやって隠すだけ隠さなきゃとやってるのかどうなのか。ほかにもありますよねこれ消防でちょっと揉めたときのやつの第三者委員会の報告書。これも何か分からないぐらい、もう真っ黒こんな風に黒く出ています。そんなことおかしい。ある、令和2年から逐次誰誰誰が利用し美瑛消防署監査カメラを捉え、カメラを発見したと。その後、大雪消防組合本部〇〇及び美瑛消防署〇〇が長期報告を受け、消防長

より、管理者黒塗りに報告された管理者黒塗りにする方向、意味がないわけですね。だからこの辺の、懲罰委員会っておっしゃいましたがこれ懲罰委員会のやつもこれも真っ黒、名前が入ってるんでこれは真っ黒なるのは仕方ないんですけれども、管理者さんの名前、黒くする必要はないんじゃないかという風なのが一般的な常識になるのかなって思うんですけれども、どういった判断で、どういった手法で黒塗りっていうものをされているのか、その辺の作業のやり方をちょっとお伺いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 美瑛町情報公開条例に基づき、また規則に基づき、開示及び非開示を適切に判断しているところでございます。先ほども申しましたが、特定の個人が識別される情報などについては開示しない場合もございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） だから適正っていうのは、誰が適正っていうのを決めているのかその黒塗りにするのを、作業者の人が、職員の方々がここは黒塗りにこうやってしましようといって何人かでやって、そして課長さんなりなんなりに持って行って、これはもう1回黒字にしたほうがいいよっていう、その辺のシステムがどんな風になっているのかを、何が適正としているのかという基準をお伺いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 個人の職員がやっているということではなくて、実施機関として開示、非開示が適切であるかどうかを判断しているということでございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） また実施機関というのが出てきたんですけど、実施機関というのは何なのか、ちょっとご説明ください。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 当然美瑛町です。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） 美瑛町というか、美瑛町職員の方々がやっているということですよ。それだったら、組織があるということでしょう結局。美瑛町だったら、やってる方々なんかこう、委員会なり何なりあるのか。そこをお聞きしてるんですけれども、どういった作業をやられているのか、誰か黒塗りをやって、どのような系統でやられているのかというところお答え下さい。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） いや、町として、公開開示の請求があった場合に、何を開示するかしな

いかということについて、条例及び規則に基づいて決定をしているということでございます。  
個人の職員どうこうではありません。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） 開示責任ってどこにあるんでしょうか。町というよりもやっぱり町長さんがこれ最後に決めるっていう話になってくるんでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 実施機関美瑛町でございますので、最終責任は美瑛町長でございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） っていうことは美瑛町長さんが、これ自分に都合が悪いと思ったら、消せるっていうことにもなる、そういう危険性もある。そこの歯止めがかかるんでしょうか。

○町長（角和浩幸君） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 条例及び規則に基づいて行っておりますので、個人の恣意的な判断が入る余地はございません。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

（「はい」の声）

○4番（興柵勝也議員） そしたらもう一つ聞きます。もう一つ資料あるんですけども、これ公用車に関するやつやってるんですけども、大体町長さん、公用車の利用として、朝7時55分出発し町長さんお向かいに公用車が出発して、夜5時半に町長さんをお送りするという、ずっと出てるんですよ。大体そのパターンは続いているんですけども、この中で令和2年8月25日午後5時20分から夜午後5時20分、旭川市、3条8丁目黒塗り打合せ、町長。そして、ここまで送ってるわけですね公用車。そのあと、また22時30分、黒塗り。これお迎えに上がって帰られた。この後また別のところで、令和2年10月1日これきちんと例を挙げていってますんで、5時に公用車がどこか、また旭川市これ3条8丁目、これ料亭の名前が書いてあります。21時45分、旭川市、ね、そこにまた車がそこからお送りして帰ったっていう情報があるんですけども、これ公務ですよ。なぜ黒塗りにこれしなきゃいけないのかっていうところをちょっとお伺いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 何度も繰り返しておりますが、開示非開示につきましては、条例及び規則に基づいて判断し、開示しているものでございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） 一つ言います。あくまでも条例ということ。ここ行政機関の保有する情報の公開に関する法律、法律です。条例よりも上位にある法律です国の法律です。ここに、行政文書の開示義務というものがあります。この中で、開示請求があったときは開示しなければ

ばならないということがあるんですけれども、一部を除き、これは、省きます。これ特定の個人を識別することができるもの。個人の権利利益を害する恐れのあるもの、これについては、情報を控え、情報開示しなければならないという、規定事から外れる、だからこれ町長さんの個人的町長さんの、使用記録なんで、確かに個人個人が判明されるもんなんですよ。でもね、これ、次に掲げる情報を除くってあるんです。ここ読みます。これも端折ります、長いんで。国家公務員独立行政法人の役員及び職員、地方公務員及び地方独立行政法人の職員の役員である場合においては、職務の遂行に係る情報であるときは、その限りではないって書いてあるんです。これ、職務ですよ。公用車を使ってるんだから。これ出さなきゃいけない情報ですよ。こここのところはこういう風にお考えでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 繰り返しご答弁しておりますが情報公開請求に対する開示不開示につきましては条例及び規則に基づいて行っております。制度上、その内容に不服、あるいはこれは開示すべきだということでありましたら請求者におきまして行政不服審査法に基づく、審査請求を求められ、それに基づいて審査し、またこれは開示すべき情報か非公開でいいのかということが審査されます。それが制度であります。今回、恐らく、いや僕は細かいこと分かっておりませんが、ご指摘の件について審査請求がなされていないと思われまます。出されていない以上その開示で納得いただいているのかなと理解しているところであります。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） いやこれ条例じゃなくてこれ法律なんです。法律で出しなさいってされてるなんて言ったんですよ。法律と条例をどのように考えてらっしゃるのか、この開示、公開開示に対する情報、条例と法律をどのように考えてらっしゃるのかということをお聞きします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 解釈といたしまして条例に基づき私どもはその判断で解除したまででございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） そこから法律から外れたことをやってもいいという判断でやられているということで、解釈でよろしいでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 全くそのような見解ではございません。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） そのような見解ではないという理由をお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 何を開示不開示にすべきかは美瑛町情報公開条例に基づき、開示をしたところでございます。そこに不服があるのであれば、先ほど申しました行政不服審査法に基づく審査請求がなされるべきであると、それが制度であると思っております。もし仮になされた場合、そこで私どもの判断が法律に合ってるか合っていないのかというところがその場で議論されると思いますが私どもは、適法であると判断して当然そのような開示の方法をとったまででございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） いや不服があるって言ってるのではなく、法律にのっとった運用をしてくださいという話をしているんです。公開情報については。法にのっとった運用はされないっていう話でもよろしい、ちょっと条例にのっとったほうが条例のほうが上位だからっていう話になってくるんですか。いやこれ具体的にこれ書いてあるんですよ。公務員は絶対出さなきゃいけないって、出さなさいと。だから条例がどうのこうのっていう話じゃないんです。法律です。法律で出さなさいって言われて。以上、考えを伺います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 個別の案件でございますのでそれぞれにどういう判断があったのかというところがございますそれが、今回の場合、ご指摘の場合であれば美瑛町条例に基づいて開示不開示を判断し、適切に結果を請求者に開示したところでございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） いや条例もあるんですけど条例も出さなさいという話になってますよ、これ。自治基本条例もそこまで詳しくは書いてないでしょう。適切な時期に適切な方法で、この適切っていうのもいつが適切で誰が判断するの。私がこれ適切でないと思ったら何も出さなくていいという話になりますよね。だから法律っていうものがあるわけでしょ。これ条例で縛られ、条例できちんと縛りが無いから法律っていうものがあるんでしょう。きちんと法律を遵守しなきゃいけないんじゃないですか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 法令に、法律に基づき条例があり、条例は法律に基づいて私どもは運用しているところであります。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柵議員。

○4番（興柵勝也議員） そう、だったら条例がそれおかしい。条例が少し誤った解釈をされているんじゃないですか。法律に基づいてやらないと、情報公開というのは進んでいかないんじゃないでしょうか。情報公開どのように考えてらっしゃるのか。だからこんな黒塗りが多くなってるんじゃないんですかという話です。そこをそんな風に条例に基づいてって、条例に基づいて自分たちの判断でやってるだけだったら、結局隠し事が出来てしまうんです。

この辺り、どのように情報公開というものの判断基準というものを、条例条例っていうんじゃないかと、どのような形ででしたら例えば第三者機関を入れるとか、そういった形をされているのかどうかというのをお聞きします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ですから、条例に基づいて規則に基づいて開示不開示を決定し、開示をしております。そこに不服があるのであれば、行政不服審査法に基づく、不服審査申立てが出来ます。これが情報公開制度の制度です、これが。そこで、第三者機関というのは、不服申立てがあった場合それが、我々の解釈が適法かどうか判断するのは、その段において第三者が入った機関がございます。それ以前に第三者が入るということは制度として成り立っておりません。

○町長（角和浩幸君） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） だから、不服があるんじゃないんです。法律をどう考えているのかっていう、法律に書いてある情報公開についてどう考えているのかっていうことをお話してるんです。そこで何か、そこで何かキレられるとこちらも困るんですけども。きちんと前向きな検討、前向きな回答をちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（野村祐司議員） 休憩いたします。

○町長（角和浩幸君） 繰り返しておりますけれども、私どもは法令、条例に基づき、違法なことなく、手続を踏み、適切に開示を情報請求を受けた情報について開示をしている。これまでもそうでございますし、これからもその立場でございます。議員ご指摘の情報公開法につきましては、法の定めている実施主体は国であります。私どもは条例に基づき美瑛町、町条例に基づいて判断を適切に行っているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） さっきから根拠にしている条例条例とおっしゃってますんで、その条例、公開条例、公開に関する条例というものをご提示願えますでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 休憩いたします。

4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 先ほどから条例を根拠にされてはいますけれども、その条例というものが書かれているものを簡単にどれか何かもしありましたら説明願いますでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 美瑛町情報公開条例、第6条がそれに該当すると思っております。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 第6条と言われても今、分からないんで簡単に少し概要を読み上げていただけませんか。



○議長（野村祐司議員） 休憩いたします。

○町長（角和浩幸君） 美瑛町情報公開条例第6条。第6条は、実施機関の公開義務について定めております。その中で次に掲げる情報を除くということで、公開をしなくてもいい情報などの規定を行っているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 自治基本条例の中での情報の共有は、町民議会及び行政や情報の共有が町民主体の実施の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い共有します。それを伝えなきゃいけないことですかなんていう話ですか。一般質問で伝えなきゃいけない話ですかなんていうことじゃないですよ。続いてあります情報の提供、議会及び行政調整を推進するために、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく、町民に提供します。分かりやすくないですよ、今第6条にありますって。そういうことを言ってるんです。きちんと説明をお願い出来ないでしょうか。分かりやすい説明です。分からないから私聞いているんです。よろしくお願いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） きちんと説明申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前11時44分）

再開宣言（午前11時48分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 美瑛町情報公開条例第6条は、実施機関の公開義務について定めております。次のいずれかが記載されている場合を除き、当該情報の公開をしなければならないと定めております。つまり、請求があった場合、公開は義務とされているということでございます。その中で、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別される情報。但し、次に掲げる情報を除くというところがございますけれども、そのような情報については、情報の公開をしなければならない規定の例外となっております。

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 結局何か同じことですよ。法律で書いてあることと同じことを書いてあるんです。情報公開しなきゃいけないということで、ここ噛み合わないようなので、もう1回先に進みます。

情報公開や情報提供の在り方への考え方についてですけども、先日、これあれ道の駅、物産公社のコンサルティング決まったっていう話聞いたんですけども、何か今調査の段階で500何十万で入っていると。こんな情報この情報、誰も知らないですよ。これ、道の駅コン

サルの話っていったらかなりね、怪文書だなんていう話は随分と出てきた案件ですけども、その方が何かいる、その方が理事長を務める会社がコンサルに入ったってというような話なんですけどもこの話も全然出てきてないですよ。今年2月、青い池のスロープで人が一人の方があそこ料金精算されている働いてる方ですよ。これは、足滑らして半身不随の事故にあいましたよね。町の管理物件の中で、こういう事故があったときは、普通、行政報告するんじゃないんでしょうか。なぜ行政報告をしないのか。これ隠しているのかっていう話になってきます。情報公開や情報提供の在り方、これです。この間、ついこの間です。道の駅駐車場、油漏れ、油まで分かんないんですよ。汚染土がありました。地下水にも影響があるかもしれません。でもこれ、今回行政報告にもしてないですよ。予算付けるからいいんだ、補正予算で入れるからいいんだという話になるのかもしれないけれども、これ、周りの人からちょっと健康被害すごく地下水なんかどこに流れているか分からないんだから、健康被害が心配されるような案件ですよ。広く広報すべきなんじゃないですか。前に、去年だったかな、水道水が破裂して、ちょっと泥水が出ちゃった、出るところがあるというときは、広く防災無線で流しましたよね。あの時。今回は汚染水の心配がある案件ですよ。地下水なんかどこに流れているか分からないんだから、せめて、こういった汚染土が確認されました。地下水をご利用の事業所や一般家庭の方は、異変がありましたらご連絡くださいぐらいのことは、流すべきなんじゃないんでしょうか。そういう注意喚起しなきゃいけないんじゃないんでしょうか。これ、隠そうと思って隠してるんですか。情報公開というのと、情報公開情報提供、それ、こちらから求めて、仕方ないから出せなくてこちらからそういった情報もどンドン出していけないと、町民の不安高まるだけですよ。以上、その辺の情報公開の在り方についてちょっと考えお伺いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ただいまご指摘いただいた件の中で情報がない、知らないというご指摘の中でですけども議会の皆様に対してご説明を申し上げた件も入ってございます。また日々いろいろな事案が町内で発生している中で、その都度適切に、町民の皆さんまた議会の皆様ももちろんでございますけれども、にお知らせをしなければならないものにつきましては、その都度判断をし、迅速に公開をしているところでございます。案件の中ではその事案の全容が把握出来ないままに情報を出すということが非常にしにくいものがございます。全体状況を把握した上で速やかにお知らせをするというものもございますし、発生直後にお知らせするというものもございます。それぞれの事案の特性を踏まえながら、今、適切な情報公開に努めているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 今の議員の中では議会の中でも説明があるものもあります。ないもの

もあるっていうことですよね。これ全部行政に関することですよ。全部議会にきちんと説明してもらわなきゃいけないんじゃないんでしょうか。そういったところで議会への説明責任みたいなものを公開情報も同じですよ。どんな風に公開、議会に公開して情報提供していくのか。キャンプ場だったら白金のキャンプ場だって、知らないうちに何か知らないけれどもなんかあそこ再開発する、まちなかも急に再開発するって言い出す。全然そういう情報提供がされていない、情報の共有がされていない。この辺のことをどういう風に発信していく側としては考えているのか、お聞きします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 1日、24時間365日、美瑛町内では様々な事案が発生し、進んでおります。その全てにおいて議会、町民の皆様にお知らせするという事は、不可能なわけでございます。私どもは必要な情報をこれは町民の皆様にとって大事な情報を一緒に考えていっていただく情報、それらのものを全て公開していると、そういう立場でございます。

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 1年365日、いろいろありますって言うけどさっきの公用車のやつ見たら何もないと結構ありますよ。そんなにそんなに重大案件議会に伝えなきゃいけない案件というのはそんなにそんなにないでしょう。そして、やっぱり伝えなきゃいけないものは伝えなきゃいけないわけでしょう。それは隠すっていうことになるんです。このあたりだから情報共有の考え方ってものをどんな風に考えてらっしゃるのか。もう少しきちんと、私たちに何かこう出すような形のものとはとれないのか。その辺を行政はどう考えてるのかというのをちょっと聞きます。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 伝えなければならないものはお伝えをしている、そういう立場でございます。これまでもこれからでございますけれども、議員協議会全員協議会、様々な場を通じまして、今美瑛町行政が取り組んでいることまたは、突発的に起きた課題、その他もろもろのことがございます。なるべく多くのものを議会議員の皆様にお伝えしようというこの立場で少なくとも、現在の美瑛町政は行っているところでございます。町民の皆様に対しても同じでございます。町民の皆様に対しても、必要な情報、重要な情報をいち早くお伝えしていく。そのために、情報をお伝えする手段をもっと増やしていこうもっと工夫を凝らしていこう、そういう努力を重ねてきているところでございます。そのことが情報公開の大事さということであれば、国民の知る権利に答えるはもちろんでございますけれども、これからのまちづくりというのは、町民の皆様、議会の皆様と一緒にやっていかなければならない。その時の、判断の基礎になるものが情報でございます。もちろん、その情報の重要さというものは認識しておりますので、今後とも適切な情報を迅速に議会の皆様、町民の皆様にお知らせをしてまいりたいと考

えております。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 今現在の状況を言いますと、情報提供していますと言いながら、役場のホームページのフェイスブック、広報が出してるところほとんど動いてません。1週間に1回動いてるか動いてないか。更新されてるかされないかそれ情報提供しているとは言えない話ですよね。もう少しその辺は、ぜひきちんと中見てもらわないといけないのと、もう一つが、これ傍聴可能な会議、今日何々あります。まちづくり会議なんかありまして傍聴可能な会議なんかありますよね。そういうものが一切町で知らされていないから、何をやっているのか町民の方分からない。これもうちょっと、今日のスケジュールとして、広報に、いくつかの会議を重ねて載せるとか、そういったことをやったほうがいいんじゃないでしょうか。これ提案ですけども。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） これまでお答えしておりますように、現在の町の立場として、情報を隠すことはない隠蔽することはもちろんない、積極的に情報をお知らせし、開示をしていこうとそういうスタンスで美瑛町役場職員一丸となって取り組んでいるところでございます。その中で、ご指摘いただきましたように、更新回数が少ないぞというご指摘は、当然真摯に受け止めてさせていただきますし、何を発信するのかということは常に、そこを精査し、多くのものを公開情報として提供させていただくように、改善に努めてまいります。また傍聴可能な会議につきましては先ほども答弁申し上げましたけれども、自治条例に伴いまして傍聴可能な会議を全て、町民の皆様にお知らせし、傍聴していただく。そのために、役場内今非常に多くの会議がございます。どの会議で傍聴をどのようにしていくのかということは今精査し、最後取りまとめている段階でございますので、それが取りまとめ出来ましたら、傍聴可能な会議、そして、その一覧で傍聴日、手法を適切に開示していきたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 4番。興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 前向きな回答ありがとうございます。それで今、精査しているっていう、情報はいつ頃から開示されるような予定で進められていますでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前11時59分）

再開宣言（午前11時59分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 恐れ入ります。少し訂正を込みの答弁をさせていただきます。美瑛町を役場

側でこれを傍聴できる、可能となるという会議については、今、取りまとめ、速やかに傍聴可能なものは、開示してまいります。そのほか、各委員会ですとか、町民の方々に構成されている委員会につきましては、委員会が自ら傍聴可能かどうかについて判断をしていただく手続になります。会議委員会によりましては、年に1回しか開かれない委員会等もございますので、随時、委員会が開かれるごとに、傍聴可能かどうかを、委員長さん初め委員の皆様にご判断していただくということがございますので、そのこの委員会につきましては、順を追って随時、傍聴を可能不可能か、判断されるという流れになっております。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 4番、興柁です。今答弁漏れがありましたので役場の中でやっているものに対しては、いつぐらいの計画で見せてもらえるようなことになる計画で進めているのか、お願いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） ただいま確定的にいつというところまで申すことが出来ませんので、速やかに順次、決定したもの次第、開示してまいります。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） 最後の質問にします。結局のところこれだけ開示してる開示してると言いながら情報公開請求が出てくるってことは、情報公開結局出してないっていう、情報を出していないっていう話であって、私がこうやって文句言ってるのも、文句じゃないですよ。質疑しているのも、情報が全然出ていないからこういう質疑が生まれてくるんじゃないんですかね。その辺りも含めて、今後、情報公開速やかにやりますじゃなく、何かシステム的にこんな風に出していきますっていう風な情報公開の在り方、情報提供の在り方、そういうものを、そういうものへの考え方を最後にお聞きします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 情報公開の重要性、町民の皆様との情報共有の重要性ということにつきましては、議員と認識を一つにしているところでございまして私どもも、民主主義の土台の部分でございますので、情報公開というものは、非常に重要と考えて重視しているところでございます。そして適切なものを適切な形でお出しをするということはこれまでもしてきたつもりでございますし、これからも適切な情報公開の在り方を進めてまいります。ただその手法につきましては、いろいろご指摘をいただくことも、あろうかと思ひます先ほどのように更新回数ですとか、情報の内容ですとか、様々ご指摘はあろうかと思ひますので、都度、そのようなご指摘ご指導をいただきながら改善を進める中で、どうすればよりいい情報が早く、また、速やかに多くの方に伝わるのかということを考えてまいりたいと思ひます。様々なツールがございます。広報紙、防災無線はもちろんでございますけれども、最近はSNS、様々な形態が

ございますので、今、どのような発信の仕方をすれば、一元的にもっと分かりやすく、多くの方に伝わるのかということについては、検討を進めているところでございます。ただ、ご指摘のご質問のシステムとなりますと、それがシステムと言えるかどうかというのは、お答えになってるかどうか分かりませんが、ばらばらな感じがある今美瑛町役場の発信の仕方を、もう少し統一感を持って一元的な情報の発信の仕方ではないか。そうすれば、議員の皆様、町民の皆様によく伝える、伝わっていくのではないかと、という部分については、現在、進行形で改善策について検討しておりますし、さらなる、改善を進めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） いや、今まで話を聞くとこれとこれから議会に対して、議会に対しても、急にこれやります、議員協議会で急にぽんと事業ができるようなことはないという風に期待してよろしいのでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） これまでも急にぽんと出たということはないと、私どもは思っておりますし、順を追ったご説明をしていると思っております。ただ、これが決まりましたというのが、唐突に出てくるようなことがあってはならないと思っております。役場として、これからこういうプロジェクトを進めていきたいです。こういう手順を踏んでまいりたいと考えておりますというようなことは、そのスタートの段階から、議員の皆様には情報を発信し、協議をしていただき、そしてご意見もいただき、一緒になって進めていく、そういう形をとってまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） これで4番議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩をいたします。

休憩宣言（午後0時05分）

再開宣言（午後1時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7番、白石久代議員。

7番、白石議員。

（「はい」の声）

（7番 白石 久代議員 登壇）

○7番（白石久代議員） 議長の許可を得まして、通告に従い質問させていただきます。番号7番、白石久代。質問方式時間制限方式、質問事項、安全な学校給食の維持を。質問の要旨、美瑛町は近隣市町村に先駆け、小中学校の給食を無償化し、大変喜ばれています。さらに、地元の食材が豊富で、都会の学校とは比較にならないほど安全で新鮮な食材を、各学校で調理して

おり、作りたてを児童生徒が食することができる大変恵まれた町です。

成長期の食事は、単に栄養面だけでなく、人格形成にも、学力にも影響すると言われてい  
ます。これからの社会を担う子供たちの食の問題は、大人が常に考えるべきことだと思います。

しかしながら近年、食材や光熱費などが高騰しています。今後も安全で美味しい給食の維持  
を望んでおり、次の2点についてお伺いします。(1)現在の経費は食材費だけで、1食あたり、  
小学生250円、中学生280円と聞いていますが、物価高騰による対策はどのように考えて  
いますか。(2)もし安価な加工食品や調味料を使うことになれば、長年に渡る安全性が立証さ  
れていない物が非常に多いです。今後、遺伝子組み換え・ゲノム編集・昆虫食などの食材使用  
に関しては、必ず事前に保護者の意見を聞くべきと思いますが、考えを聞かせてください。質  
問の相手は教育長です。

○議長（野村祐司議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

鈴木教育長。

（「はい」の声）

（教育長 鈴木 貴久君 登壇）

○教育長（鈴木貴久君） 7番、白石議員さんからの安全な学校給食の維持を。について答弁申  
し上げます。学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発育を目的とすることに加え、子ども  
たちが食の重要性や生産者への感謝の思いを持つことなど、食育の面からも極めて重要な教育  
的役割が期待されています。

本町では、全小中学校で自校給食を採用し、安全で安心な地元食材や国産食材を取り入れた  
給食を提供しており、児童生徒はもとより、本町に赴任された教職員からも、「美瑛町の給食は  
おいしい。」と好評をいただいています。

1点目につきましては、近年物価が高騰していますが、子どもたちに必要な栄養素は、学校  
給食摂取基準により数値が定められており、必要な栄養素を満たした給食を提供するため、現  
状、単価の高いパン食の回数を減らすなど献立の工夫を行っています。昨年度は、食材や燃料  
費などの高騰により、学校給食費を追加補正させていただいたことで滞りなく給食を提供でき  
ましたが、今後の状況によっては、昨年度と同様の対応を検討しなければならないものと考え  
ています。

2点目につきましては、現状仕入れている調味料や缶詰などの中には、原材料の一部として、  
遺伝子組換えされた農産物が混在するものを使用している可能性があります。

また、物価高騰による影響は確実に受けていますが、それらを理由として、すぐに安価な食  
品などを使用した学校給食に切り替えることは考えておりません。社会情勢の変化によって、  
やむを得ず食材の調達が難しくなった場合は、その使用の有無を検討するとともに、事前に保  
護者等への説明は必要であると考えています。

学校給食は、適切な栄養の摂取により、子どもたちの健康の増進保持を図ることが最も重要であります。今後におきましても、子どもたちにとって安全で安心な学校給食を提供できるよう努めてまいります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 7番、白石議員。

（「はい」の声）

○7番（白石久代議員） 答弁いただきました。子供たちの食の重要性をよく考えていただいと理解しました。安全性が疑われるものは、外から主に海外から入ってきますから、今既に給食に手作りみそが、美瑛町で提供されているように、町内で作っている、有機農産物や加工品の割合を増すことで、経費を抑えながら、安全性を高めることができますと思います。魚以外は、オール美瑛も可能だと思います。理想は、近年増えてきたオーガニック給食ですが、それには解決しなくてはならないことが多く、何年も要すると思います。しかし、今から始めるか、先延ばしするかによって、数年後に大きな差が生じてきます。子や孫、その先の世代まで考慮したオーガニック給食。近い町では、当麻町の事例などがあります。それらを参考に、まずは、情報集めからでもいいので、始めてはどうでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

○教育長（鈴木貴久君） 町内の学校の給食については、答弁したとおり栄養士が、国の基準に基づいた学校給食摂取基準に沿って、一か月分の献立を事前に立てて、エネルギー、その中には、カロリー、たんぱく質であるとか脂質、カルシウム。それぞれを計算して、色もバリエーション豊かにバランスよく作っています。学校給食の持つ意味がものすごく偉大であり、好き嫌いをなくすつちゅうことが、学校給食で1番なのかなと。家庭では、また、隔たった1食、同じものしか食べないといった子供がいる中、学校では、好き嫌いをなくす。そして、初めて食べる食材の中にはあると思いますけどもその中で、おいしい味覚にいつかは変わってきてそれが、子供の持つ健康、これからの成長に役立つといった、食べる楽しさがあります。ご質問の中のオーガニック食材を取り入れて安全を高めて、情報収集からと、当麻町の例のようという風なご質問であります。間違っていたらすいません。オーガニックというのは、農薬とか化学肥料とか、使わないで、作られた自然の力だけで、太陽の光と雨の雨水と、そういったことが作られた生産物でよろしい。そんな感じだと思っただけですけども、学年で年間を通して、全てオーガニックっていうのは、恐らく理想で、まずすぐには無理だと思いますけども、考え方としてはとても素晴らしいことであると思います。導入のためには、当麻町さんの例も挙げられましたので、そこも調査しなきゃなりませんし、あらゆる調査を町内でして、準備を高めてどうするかってそこから始めていかなきゃならんのかなと思っただけですけども、恐らく、農林課さんやJAびえいさんのほうで、美瑛町内でオーガニック製品を作っている農家さんの戸数それか



ら作付面積生産量等、いろいろ調べれば、調査できるのかなもしくはやってるのかなと推察しますけども、そういったいろんなことを調査して、もしあった場合に、どの時期だったら年から年中提供出来ないの、栽培、そして生産からなると、7月8月ぐらいから開始になるのかなと思いますけども、そういったことの調査を検討しなければならないと思っています。そして現状を申し上げますと、1か月分の栄養士が献立を立てて美瑛町内の商店に発注して、商店から各学校の給食室に配送になります。場合によっては、このねぎであるとかタマネギ、馬鈴薯等、もうグラム数、人数を見てグラム数の発注もあると聞いていますので、そういったことも、オーガニック製品になった場合にそういったこともいろんなことをクリアしていきやならないと思っています。情報収集を始めるとしたらさっき申し上げたように、既にあるか分かりませんが、戸数、オーガニックの栽培の絶対量、生産量、これが全部の学校で賄うのかどうか。または、町内は無理にしても、例えば美馬牛地区であれば美馬牛中学校、小学校は美馬牛地区のオーガニック農家さんに任せるとか、美沢であれば、美沢地区のオーガニック農家さん。そして、明德小学校であれば、横牛・朗根内・俵真布の生産者。そういったことも調査ができるのかなと思っています。なので、調査、そういったことが始めことはやぶさかでないと思っています。以上です。

○議長（野村祐司議員） これで7番議員の質問を終わります。

次に、11番、谷本憲一議員。

（「はい」の声）

11番、谷本議員。

（11番 谷本 憲一議員 登壇）

○11番（谷本憲一議員） 番号11番、谷本健一質問方式、時間制限方式。質問事項、労働者確保のための体制整備について。質問の要旨、美瑛町では、基幹産業である農業を始め、観光業、建設業、医療・福祉業など様々な分野において、産業を支える人材確保が大きな課題となっています。農業においては、農繁期の労働力不足の解消を図るため、JAびえいでは、平成25年より農業ヘルパー制度を取り入れ、野菜生産の助けとなっています。

また1日アルバイト「デイワーク」は、田植え、収穫等の短期の農業アルバイトを必要とする生産者と、短期なら農業で働ける方のマッチングを行う仕組みとしてJAびえいが活用を推奨しています。

観光業、宿泊業においても今年から急速に需要が回復してきたことに伴い、人手不足も深刻化しています。その他、建設業、医療・福祉業においても人材確保について課題がある中、どうしても人手が必要な作業もあるのが実情です。

美瑛町では、農福連携事業や求人情報の掲載を始め、様々な支援を進めていますが、今後、労働力確保策は重要課題であり、産業間の連携が必要と思われませんが、関係団体や関係機関と、

どのような協議・検討を進めて行くのか、町長の考えについて伺います。

また、労働者が安心して美瑛町で仕事ができるよう、宿泊施設等の整備についても必要と思いますが、町長の考えについて伺います。質問の相手町長です。

○議長（野村祐司議員） 11番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

（「はい」の声）

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 11番、谷本議員さんからの質問、労働力確保のための体制整備について答弁を申し上げます。各産業間における人材不足は、現在全国的に問題視されており、その原因の一つとして急速な少子高齢化の進行が挙げられ、今後もますます悪化することが予想されております。本町も例外ではなく、特に新型コロナの影響がほぼ収まり、観光需要が回復してきた現状において、労働力不足が顕著となっていることは、議員御指摘のとおりです。

現在本町では、無料職業紹介所の取組として、町ホームページと広報紙で求人情報を提供するとともに、求職者とのマッチングに努めているところであり、実際に雇用が決定した事例がこれまでに14件程度と、少しずつではありますが取組の成果が現れてきております。

町ホームページ等では、現在34事業所の求人情報を提供しており、職種としましては、建築業、農業、医療・福祉業、飲食・宿泊業など多岐にわたっている現状であります。年間を通して働き手が必要な事業所や特に夏場の働き手が必要な事業所など、それぞれの職種の事情や条件が重なることが多く、本町における産業間の連携は、なかなか難しい部分があると捉えております。しかしながら、例えば業務量が少ない時期に多忙な事業所で一時的に就業していただくことなどは十分考えられると思いますので、このような事業所間の連携を支援することについて検討してまいります。

また、農業分野におきましては、農福連携事業による生産者圃場での実習を通して、障がい者が活躍できることが実証されてきております。ジョブコーチが援助する体制を整えることで、農業に限らず、他職種でも実践できる可能性が高いことから、引き続き庁内関係部署の連携を図りながら取組を進めてまいります。

宿泊施設等の整備につきましては、民間の賃貸物件を活用していただき、その家賃の助成を行うこと、また、農業分野におきましては、農業担い手研修センターの弾力的な運用を図ることなど、必要に応じて対策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 11番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁をいただきました。労働力確保については、町長も共通の認識の上で再質問をさせていただきます。まず、働く側は通年を通して、安定し

て雇用されることを希望することが多いと思います。また、今回紹介しましたデイワークのように、短期的にアルバイトが必要な生産者と短期なら働ける労働者など、形状は多種多様だと思っております。農業ばかりでなく、各産業間で人手が必要な時期、人数等が集中したり、また不要な時期があったりすることから、各産業間の情報共有、また連携等が必要不可欠だと思っております。今回の答弁の中にもですね事業者間の連携を支援すると答弁をいただきましたが、具体的にどのような考えを考えなのか伺います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 労働力の確保につきましては今本当に大きな課題となっておりますどの業界、業種でも、人手がないんだよという話をよく聞かせていただいているところでございます。それだけに、町、本当に、この一つの産業という意味ではなくて、町全体の労働者確保というのが重要な喫緊の課題になっていると認識をしているところでございます。先ほども答弁申し上げましたけれどもその産業界になって、どうしても

農業、あるいは観光業とか、美瑛町の産業の特性からいきますと、夏場の時期にニーズが高まるという傾向がありましてそれを平準化し、通年でというところの課題、難しさというものも、ある意味実感しているところであります。今までのところですね、各事業者さんごとで労働者、働き手を夏場、冬場で雇用出来ないかというような、取組が現に進められてきているところでございますので、私どもも、行政としましてそのような、スムーズな意思疎通のやりとり、連携が進むようなそういう支援策を今後考えてまいりたいなと思っているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 11番、谷本議員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁をいただきました。北海道、特に美瑛町はですね、半年間こう雪に閉ざされると言われても冬ですので過言ではありません。そんな中で、通年雇用という形態でいえばですね、何かこう、工場のような労働が1番確実なものをつくったらどうかなと思っております。またその中で、正規、パート雇用であれば、冬の閑散期の人たち、閑散期のときの人たちの受入れも可能だと思います。通年雇用、そういうところで通年雇用が期待できるのではないかと思います、それを実現することで、ひいては定住移住にもつながると思っております。そんな中で、美瑛町にマッチした工場誘致などを町長のほうはどのように考えているのでしょうか。お伺いします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 1番目の最初の質問にもかかりますけれども労働力の確保大変重要な喫

緊の課題であるにとらえております。1点目のほうでも、お答えしなかったですけども、具体的に、直接的に労働力、働き手、担い手を確保し、働いていただくということは、派遣等の絡みが出てまいりますので、町としては支援したいけれどもなかなか直接的な支援がしにくい分野でございます。ではどうしていくかといったところで、今議員からのご質問、またご提案いただきました。もっと広い意味での移住定住ですとか産業を活性化させるという方策、こちらを強くすることで、美瑛町内で働いていただく方を増やす、仕事場を増やしていくということが、行政としては得意な分野であり、進めていくべき分野であると考えております。工場のみならず、多くの企業の誘致活動というのは今現に進めているところでございまして、なるべく多くの民間事業者の方々のご協力をいただいて、美瑛町内で事業所を構えていただきそこで仕事をつくっていただくという方向性を今、まさに進めている最中でございます。例えばでありますけれども、もう既に、美瑛町内で洋菓子の生産販売をしていただいている事業者さんがございます。夏場はもちろん、多くのお客様でにぎわっていらっしゃるんですけども、その商品を美瑛町のふるさと納税の返礼品として扱わせていただき、その返礼品の人気の高いということで、冬場におきましても、生産が非常に高まっている。特に、むしろ冬場のほうが、人を必要として多くの生産をしているというような状況がございまして。その事業者さんが、実は農業で働いていた方を、冬場、そちらの工場のほうで使っていただいているとかってこういう連携がそこから生まれてきております。ふるさと納税というキーワード、ふるさと納税を核した関係人口づくりというところも、こういう意味では非常にメリットもあるのかなと考えているところでございます。直接的に担い手、働き手の方を確保し派遣していくというような動きとともに、町としてできること関係人口、産業を豊かにしていく。働き手を増やしていくというような多面的な面から、この問題には対処してまいりたいと考えております。でございますので、ご指摘、ご提案のように、工場の誘致もちろん、多くの企業に対して働きかけを今後とも行ってまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 11番、谷本議員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁をいただきました。続いてはですね、農福連携事業について伺います。農業現場の人手不足と、福祉側の雇用確保、社会参加のマッチングを目的に、美瑛町でも取り組みが始まり、先の大妻女子大学小川副学長の講演でも、美瑛町の農福連携事業が高く評価をされました。今後、美瑛町のこの農福連携事業の展開について伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 農福連携につきましては、美瑛町としても、先駆的な取組として今、進

めている最中をごさいます、地域おこし協力隊の方、ジョブコーチの方体制も整備しながら、今、進めているところをごさいます。そして議員、お褒めをいただきました大妻女子大、小川副学長様のこの間の講演でも、その成果について評価をいただける。そういう状況に今、育ってきているかなと受け止めているところをごさいます。様々な、最初課題がありましたけれども、今それを乗り越えながら、いい結果をいただける状況になっておりますので人員体制を含め現行を維持しさらに発展させていきたいと思っております。農福の部分でさらに、広げるとともに先ほども申しましたけれども、ほかの分野でもしっかりとジョブコーチさんがついていただくとか体制が組めば、他業種への広がりも可能であるということは、手応えを強く感じているところをごさいますので、農福連携から始まる他産業への波及についても、今後は、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 11番、谷本議員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁をいただきました。私も町長の考えに賛成をしております。今、農福連携ということで、トマト生産者のほうの管理作業等を今行ってるわけですが、本当にいろんな可能性を秘めている人がたくさんおると思っています。そんな中で他産業からのも含めて、いろんな積極的な取組を進めていただきたいなと思っております。またジョブコーチ、障がい者が本当に円滑に就農できるように支えていただくそういう方も、本当に優秀な方もおられますので、そういう方を中心として、まだまだ取組、たくさんあると思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 農福連携が成功する進んでいくところの幾つかキーはあると思うんですけども一つのやはりキーポイントは先ほどから出てるジョブコーチの存在だと思います。障がいのある方の状態、特性を理解し、その上で、ご本人、働きたいという気持ちを、それを引き出し生かしていこう。実際に働ける現場で働いていただけるというのは、ジョブコーチの方の力ってのは非常に大きいなと考えております。現在、様々な美瑛町でも試行錯誤を繰り返す中でジョブコーチの能力も上がってきていると思っております。今後さらなるジョブコーチさんへの要請も含めて、ジョブコーチ育成の力を入れることで、農福連携、さらには、他産業への波及、展開というものを考えてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 11番、谷本議員。

（「はい」の声）

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁いただきました。続いて最後ですけれども、労働者の宿泊施設についてのことです。答弁の中にですね、民間の賃貸物件の家賃の助成、ま

た、農業分野では、担い手育成研修センター美進の運用等答弁をいただいておりますけども、具体的にどのような考えをしているのかお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 労働力としての住宅の確保の問題でございます。今日また明日、今回、今定例会の中の一般質問の中で、住宅に関わるご質問、他にもいただいております。やはり、これからのまちづくりを考えていく中で、労働力だけではございませんけども、福祉の面からと、移住定住の面からでも、住宅というものをしっかり考えていかないと、これから先の展開がうまくいかなくなるなっている思いをしているところでございます。労働力の住宅確保でございます。実はこちらにつきましては、労働者、担い手働き手向けの住宅というものを整備していったらどうかという考えが数年前、役場の中でも、検討した結果がございます。で、その中で出てきましたのは各産業からどれだけの人手が今、不足しているのだ、どれだけの数の住宅を確保すればそれぞれが回っていくのかというところから始めたんですけども、その実はそのところで止まってしましまして、何人どうこうというところの具体的な数字を上げようとしていくと難しく、そこで動きが止まってしまったという課題と申しますかことがございました。そこで、そのときに、各産業界の方とお話をし、ヒアリングさせていただいた中で、労働力を確保していく中で、住宅だけあればそこに来てもらえるというわけではないんだというお話もございまして、いや本当にこう根が深い、難しい課題だなということも、そのときに感じた次第であります。現在、行っておりますのは、町内に賃貸物件がかなり民間の賃貸物件がかなり多くございまして、その中で利用されていないという、そういう物件もかなりの数があるということでございますので、せっかくそれだけのストックが町内にあるのに、こちらの活用が進まないのはもったいないなというところと、例えば町が直営で1から建てるときの費用負担等を考えたときに、今あるものを補助する、助成することで支援することでそこに住んでいただいて、働いていただくと。そういう形が1番望ましいのではないかなということで、既に、賃貸、家賃助成制度は設けているところでございます。ただ、この賃貸家賃助成制度につきましては、どちらかというに移住定住促進の側面からの事業でございますので、その目的に合うか合わないか労働力確保という面から、この制度にどこかまだ課題があるかどうかという精査というのは、必要になるのかなと思っております。担い手研修センターにつきましては、当初は新規就農者の研修生用という、きちっとした目的の中で運用しておりましたけれども、それだけではなくて、農業という分野を志すものであれば、ここを利用させていただいてもいいのではないかと考えのもとで、もう既に、柔軟な利用のされ方というものを進めているところでございます。

○議長（野村祐司議員） これで11番議員の質問を終わります。

次に、3番、京屋議員。

(「はい」の声)

3番、京屋議員。

(3番 京屋 愛子議員 登壇)

○3番(京屋愛子議員) 番号3番、京屋愛子。質問方式、時間制限方式。質問事項1、移住定住について。質問の要旨、町は令和2年、本町への移住・定住を促進する「移住定住推進室」を設立しました。美瑛の人口は私が移住した平成12年は1万3千人、本年6月30日現在では、9,490人になっています。自然減と多くは町外に転出する社会減です。日本全体が人口減少社会になっているのでしかたがないと考えますが、何とか現状を維持するための政策が打たれ、成果として6年ぶりに転入増加に転じていると考えます。

令和2年に町と町民と民間団体が連携・協力し、移住促進と地域振興を図ることを目的に「移住・定住促進協議会」が設置され、コロナ禍ではありましたが、正会員85名、企業会員5名という大きな会になっています。職員・コーディネイター・会員の協力で、設立から本年7月末まででは、移住者225名、転入世帯数108件、相談は895件になっています。相談内容の多くは仕事・住居・暮らし・教育・福祉と多岐にわたります。

町も様々な政策を実施していますが、次の4点について町長に伺います。

(1) 雇用の創出について、起業支援や町広報での求人情報がありますが、他の施策の考えについて。

(2) 住居の提供について、定住支援として、定住促進住宅、定住住宅取得助成制度、移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成制度がありますが、町営住宅を建設する考えについて。

(3) 快適な生活環境の提供について、交通機関、道路、学校、保育園、医療機関等の充実策について。

(4) 移住者サポートについて、移住者が新しい環境で対応できるサポート体制や支援策について。質問相手は町長です。

質問事項2、障がい者グループホームの設立について。第6期美瑛町障がい福祉計画では、地域生活支援拠点の整備について、国の基本方針として「令和5年度末までに各町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。」とあります。本町においても「国の基本方針に基づいて令和5年度末までに町内に1箇所の地域生活支援拠点を整備します。」とあります。

障がい者グループホーム施設整備については、令和4年度に補正予算で計上し、本年度当初予算においても計上しています。障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう切れ目のない支援が必要です。

本町のグループホーム設立の進捗状況や、グループホーム設立に向けた今後の町の対応について町長に伺います。質問相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 3番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

（「はい」の声）

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 3番、京屋議員さんからの2項目にわたる質問に答弁を申し上げます。

まず、1項目め、移住定住について、お答えいたします。本町の総人口は、1960年の21,743人をピークに減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」に準拠した推計によると、2040年には6,779人、2060年には4,491人と見込まれております。

地方における人口減少対策は喫緊の課題であり、令和2年3月に策定した第2期美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、移住しやすい環境づくりと定住につながる戦略の構築を掲げ、これまでに様々な施策を行っており、丘のまちびえい移住定住促進協議会と協働した活動や移住希望者に対するワンストップの取組が転入増加につながったものと推察しております。

1点目につきましては、基幹産業である農業の強靱化や地域資源をいかした観光業の発展、商工業の持続的な発展を図ることで雇用の維持・拡大を図りながら、地域経済の循環による新たなビジネスモデルの構築、中心市街地の活性化など、更なる経営強化・事業拡大に対する支援を検討してまいります。

2点目につきましては、昨年、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行っており、既存施設を適正に管理しながら、新たな町営住宅の建設を予定しているところです。

3点目につきましては、本年度から運用された第6次美瑛町まちづくり総合計画に基づき、産業分野、子育て環境、医療、災害対策等のあらゆる課題の解決に向けた施策を実践することで、町民の皆さまが「住み続けたいまち」、町外の移住希望者から「憧れの地」として発展し続ける「丘のまちびえい」の創造に向け、引き続き町民主体のまちづくりを進めてまいります。

4点目につきましては、移住コーディネーターによるワンストップの相談体制の構築のほか、丘のまちびえい移住定住促進協議会と協働し、移住前から町民と情報交換ができる場や移住後も新しい環境において孤立しないようコミュニティが創出される場の提供に努めているところです。

質問事項2点目、障がい者グループホームの設立についてお答えいたします。本町では、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として、第6期美瑛町障がい福祉計画を策定しております。本計画は、地域の特性にあったサービスの提供を計画的に推進するため、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めております。

本計画における地域生活支援拠点の整備につきましては、議員御指摘のとおり、障がいのあ



る人が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的としております。当該拠点の機能として、障がい者相談支援センターによる相談支援や障がい福祉サービス事業所による体験の機会等の確保のほかに、現在不足しているグループホーム等の居住支援や緊急時に宿泊等が可能な居室の確保が必要となっております。

現在、自宅から通所系のサービスを利用されている多くの方々は、御家族の高齢化が進んでいることから、将来的に障がいをお持ちの方が一人で在宅の生活を送ることが困難となってしまうため、グループホームに入居して生活することへの需要が高まっております。

町としましては、住みなれた地域で自立した生活を送るためにグループホームの整備が必要であると考えております。令和4年度から施設整備に係る事業者への町独自の補助事業を予算化しておりますが、本年度におきましても国の補助事業に採択されていないことから、施設整備に着手できていない状況にあります。

今後につきましては、本施設の必要性を国や北海道へ強く要望していくとともに、本施設以降のグループホームの整備につきましても、関係者等の御意見を伺いながら、障がい者福祉計画等の見直しと事業化等について検討してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 3番議員の再質問を認めます。

3番、京屋議員。

（「はい」の声）

○3番（京屋愛子議員） 4年ぶりに、一般質問いたします。角和町長に反問権を受けないように、質問したいと思っております。以前に、ちょっと入れていただいたもんですから、1点目に入る前にですね、この移住定住協議会の会長3年間務めさせていただきました。職員コーディネーターの働きを見てまいりました。移住者が増加してもちろん施策あるんですけども、この移住定住促進室の相談者に対して、本当に丁寧に対応して職員の頑張りだと思います。そして協議会の隊員の協力があったことだと思っております。それでは1点目ですが、雇用の創出について、さっき谷本議員とちょっと似てしまいますけれども、総論的なことをお答えをいただいたんですが、ちょっと納得は出来ないかなという風に思っています。で、答弁をいただいた中に、新たなビジネスモデルと書かれておりました。具体的な施策として、この場で言うことで結構でございますので、お答えいただけたらありがたいです。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 京屋議員さんにおかれましては初代の丘のまちびえい移住定住促進協議会の会長としてお務めいただきまして、職員を引っ張っていただき、多大なる移住定住の効果を発揮していただいたことに改めて、この場をお借りしても感謝を申し上げる次第でございます。

ます。引き続きご指導賜りますよう、よろしく願いいたします。ご質問の新たなビジネスモデルでございますけれども、今、確定的にこれですと示せる具体的な事業があるわけではございませんけれども、既に動きが始まっておりますテレワークですとか、サテライトオフィス、といった、コロナ後、あるいはコロナ中コロナ後の中で、新たにニーズが認められている業態がございます。このような新しいコロナ後のポストコロナの社会で動き出している、新たなビジネスについて、支援をしていくということと、あと、ごめんなさいカーボンニュートラルの取組を今後美瑛町も本格化し、さらに深めていくところでございますけれども、カーボンニュートラル、ゼロカーボンの活動していくということは、町内の課題解決をそこで図っていく、そして、新たなビジネスモデルをそこにつくり出していくということと、不可分でございます。こういうような新しい動きと重ね合わせる中で、ビジネスチャンスも生まれてくると思いますし、そこに着手していただける民間事業者の方も、これから生まれてくると思います。または、そういう方々を積極的に誘致し、起こす業起業を促していくことで、美瑛町内でこれまでない新しい産業を創出していただく。そのことによって、働く場、雇用も確保されていけばいいなという風に考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員。

（「はい」の声）

○3番（京屋愛子議員） お答えいただきました。テレワークサテライト、これ多分、かなり来て使っていただいて、その中には、この町に住もうかなと思ってる方もいるし、確か、誰かいたと私も思ってます。カーボンニュートラルにつきまして、この間、係長に聞いたのは確実なものはまだしっかりとしたものはないということで。でもここについてはやはり、町長おっしゃるように、非常にニーズあるんじゃないかなっていう私も考えております。ただ、この町の状況を見ますと、どこに行っても人が足りないという状況で、雇用はちょっと改善されてないっていう風に思っています。原因はどこにあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 働き手、担い手が不足しているということは先ほどの谷本議員さんとの質疑の中でも答弁をさせていただきましたが、本当に深刻な問題として受け止めているところでございます。その理由が何かと問われますとなかなかお答えするのは難しいですけれども、日本全体の中の人口が減少してきている。加えて、少子化高齢化が進んで、労働力人口も減ってきている、様々な要因が考えられると思っております。お答えするのはそこまでなのかもしれませんがそういうような中で、美瑛町に来ていただく働いていただく美瑛町を選んでいただくということの取組が求められていると認識をしているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員。

(「はい」の声)

○3番(京屋愛子議員) 私もすごく難しいことだと思いますし、本当に人口減少というのはかなり、町長がおっしゃるとおりだという風に考えております。次にですね、移住を考えている人なんですが、必ずですね、仕事がありますかと聞かれます。求人はあるんですが、やっぱり魅力のある仕事がない、はっきり言って。で、ある20代の人に、うちの求人を見ていただきましたら、やはり20代の若い女性に関しては、魅力ないかなっていう風なことを言われておりました。それと、谷本議員のことと同じようになりますけれども、通年雇用が少ない。給料が安いっていう声もあります。なかなか仕事を探すのに苦労して、ここが最大のミスマッチが起きている現状なんじゃないかなという風に私は考えています。厳しいんですけれども、通常働ける職場、それから時給を上げる施策、それから、企業誘致ですね。この辺は、先ほどちょっとお答えありましたけれども、これからのビジネスチャンスがあるというお話なので、その辺の企業誘致について力を入れていただくよう提案したいと思っています。今考える施策で結構ですので、お答えいただけますか。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 企業誘致は常に関係人口の創出、移住定住もですけれども関係人口の創出等、様々な機会を通じて、町外の団体、企業、事業者NPOを大学等々の方々との接触がある中で常に呼びかけてきていることとございます。その中で、企業誘致につきましてもお話をさせていただき、町内で何か出来ないでしょうかというようなお話もさせていただいております。具体的なことということでございますので、ちょっと確定的に最終的にうまくいったらいいかなって言われてしまったときに、結果がどうなるか分からない面もありますけれども、現在動いているお話としましては、製粉工場の工場を美瑛町内でぜひとも稼働したいというお話があり、一緒になって今その誘致といいますか、美瑛町での工場製粉工場創業に向けた手続を進めている段階でございます。あとこれはまだこれからですけれども、飲食店関係で美瑛町で店舗展開をしてもいいとかしたいというところのご相談も、何件か寄せられておりますけれどもそれが形になるかどうかというのは、ちょっとまだ分からない状況でございます。で、その中でも、これが通年の雇用のこの課題に結びついてしまうんですけれども、夏場だけの出店であれば、十分考えて出てもいいよとおっしゃってもらえるお話もございます。ただそれが、先ほど来の今日のテーマでございます通年雇用の解消になるかどうかといったところの判断というものはやはりしていかなければならないのかなと思っております。いろいろな出たいんだ出てきたんで美瑛町で事業したいんだという、お話をいただいておりますので一つ一つ実現に向けた取組をさらに進めていきたいなと考えております。

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

(「はい」の声)

○3番(京屋愛子議員) さらに進めていただくと、活気ある町になるんじゃないかなという風に思います。

次にですね、若者がやっぱり地域残りたいっていう感じ、感じられる施策が実行していただくといいのかな。地方には、大都市よりも、確かに豊かで生活の送られる潜在能力、たくさんあると思うんですね。私もその1人でございます。ですから、そういうことをきちんと若者が残りたいなっていうようなことは施策をしていただくと、これから1回外でた方IターンとかUターンの人も増えるんじゃないかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) おっしゃるとおりでございまして、外から美瑛町内においでいただき、移住定住を進めていく反面、美瑛町で生まれ育った若者たちが、このまま美瑛で生活をしていきたいという風に思ってもらい、美瑛に残っていただくということの両面、大変重要であると思っております。その中で、これまでもご質問とかご指摘をいただいていることとございますけれども、若者にとって魅力的なまちは何なのか、若者の文化とか生活スタイルに合った、こたえることのできるまちであるのかどうか、というところの視点が大事なかなと思っております。例えば、スポーツでありますとか、文化活動でありますとか、スポーツの中には、eスポーツということも、これまでもご指摘をいただいております。若者がここで自分を満足させ、楽しめる、そういう環境を行政として作っていけるかが問われているのかなという風に、ご指摘を言っていただいているところとございます。若者が住み続けたい、楽しんで毎日を暮らせる、そういう美瑛町であるためのまちづくりという視点をこれから大切にしていきたいと思います。

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

(「はい」の声)

○3番(京屋愛子議員) 分かりました。努力していただきたいと思っております。

2点目ですが、またちょっと調べさせていただきましたけれども、住宅の問題です。令和5年3月31日現在、町営住宅の管理戸数は118棟、463戸あります。町長もご存じだと思いますけど、美瑛町の賃貸住宅の家賃は非常に高いんですね。そして物件数も、さっき、空いてるとこ、古いところ空いているってお話ありましたけど、新しいところはほとんどありません。ない、探していてもなかなかないような状況を聞いております。特にですね、単身者の住宅ですね、若い方が入る住宅が必要だと私は思っています。そういうことは、私が思うだけじゃなくて、町民の方からも声を聞いております。若い人の給料は大体、安いんですね。高卒だったら、役場もそんなに高くはないと私は思っていますけれども、この物価高で生活本当に

大変だと思うんですね。ですからそこでちょっと提案を一つしたいと思うんですが、このシェアハウスの建設ですね、これを提案したいと思います。5年、そこそこは、5年間で期限に切って、5年経ちましたら、ほかに行っていただく。町営住宅といいますと非常にコストがかかりますよね。ですから、その辺やっていただくとか、提案しただけですけれども、ちょっと提案に対してちょっとお答えをいただけたらありがたいんですが。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 住宅の問題でございます。先ほども答弁申し上げましたけれども町内で住宅というキーワードと言いますか、住宅の視点を取り入れた、施策というのは今後必ずや必要になってくるという認識でおります。それは一つは、今は移住定住向けの若い人用のというご指摘でございますけれども、また京屋議員さんの専門分野であります福祉の関係から見ても、高齢者、あるいは介護まで行かない支援を必要とする方々の住居の問題というものも、もうちょっと、喫緊の課題であると思っておりますし、若い人から、幅広い世代、高齢者までの方々にとって、どの世代も今住宅が課題になってきつつあるという認識に立っております。その中で、どれをどういう形でいけば、それが解消できるのかということを総合的に考えていきたいなと思っております。シェアハウスというのも、一つの解決の課題かなと当然思っておりますし、あとこの後、ご質問いただきましたご答弁申し上げますけれども、グループホームもまさにそうございまして、今町内で必要とされている住居の形というものが、これまでとは変わってきているという共通の認識にしております。多くの世代が一つになって支え合いながら暮らしていくコレクティブハウスの取組も、美瑛町にふさわしいのかなというような思いもございまして、各世代各課題特性を抱えている方々それぞれの方が満足できるような住居の仕組みというものを、町としてトータルで考えてまいりたいと考えております。その中で、シェアハウスというのは、有効な手段の一つであると認識しておりますし、空き家問題の解消という観点からも、貸していただける空き家があるならそれを美瑛町が有効に活用していく、その一つの手法であるかなと思っております。

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員。

（「はい」の声）

○3番（京屋愛子議員） 私もそういう風に思っています。特に空き家の問題ですよ今ね、それは、新築を建てるよりは、確かにリフォームしたほうが、コストはかからないかなと思いますので、それも視野に考えてくださっているようですので、ここはしっかりやっていただきたいと思います。町にはですね俵真布に1軒新築で建てたシェアハウスありますので、そこは建てた経験がありますので、ここを参考にちょっと考えていただけたらいいんじゃないかなという風に思っています。

3点目ですが、快適な生活は、移住者だけじゃなく、町民に対して提供するサービスでもあります。特に、私、いっぱい上げたんですけど、今回、一つについてお聞きします。特に交通機関ですが、これは私もそうですし、町民からの声もあります。まちなかを走る循環バスの検討、これを提案したいと思っています。ぜひともここはちょっとやっていただければありがたい。冬になりますと、道路凍ってしまいます。なかなか、家族に送迎ができる人ばかりじゃないですね。私みたいに後期高齢者になりますと、私のうちから、総合体育館まで2キロあります。2キロ歩くのに約20分ぐらいなんです。そうしますとあそこでやっているウォーキング教室始めるんですけど、ウォーキング教室やる前に疲れちゃってね。もうね十分ウォーキングやったらっていう風感じて、本当にこの町の中に循環バスがあったら、気軽にできるんじゃない。他の市町村でも、かなりここはモデル事業みたいにやっているところもありますので、その辺を少し勉強していただいて少なくとも、もう少しバスが欲しいなという風に思いますので、実現することを期待していますが、いかがでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 地域の交通網どう整備していくのかということにつきまして、私も町民の方々との接する機会、あるいは未来トーク等の場の中でも、ニーズが多いということは、実感として感じているところでございます。そして循環バスを含めた地域交通の在り方を検討していこうということで役場の中でも、どのスタイルが1番美瑛町に合うのかということ、検討を既に進めているところではあります。その中のお話の中では、いろいろな課題が出てカーボンニュートラル絡みからいきますと、自動運転バスが良いとか、あとはDXの絡みでいくと、よりデジタル化して使いやすい、最新型のやり方もあるのではないかと。様々な新しい論点も出てきておまして、多角的に地域交通網をどうすれば1番使い勝手がいいものになるかと。いうことを検討している最中でございます。一方で、例えば、スクールバスの乗車率ですとかひまわり号の乗車率などが今どうであるのかということの、検討と、あと、現行としましては、タクシーチケットの助成を行わせていただいております。その満足度ですとか、効果というものも、現状の政策の評価というものもしていかなければならないと思っております。ただ、いずれにしましても、これから車を手放す方、世代が増えてくる中で、その方々の地域の足をどう守っていくのかというのは、大変重要な課題でありますので、今申した多角的な面で検討を進めながら、それを集約して、1日も早く皆様にちょっとご提案ご相談させていただく形がまとまればいなと考えております。

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員。

（「はい」の声）

○3番（京屋愛子議員） 答弁をいただきました。ぜひその、いろいろ検討していただきたいと

思います。

4点目ですけれども、美瑛町では移住者と住民がもめてネットがネット炎上するっていうことは聞いて、私はおりません。町民が移住者に対して非常に寛大で優しいからだとは思っています。孤立しない場の提供に努めていると答弁をいただきました。そこは今は担当部署が頑張ってくれてますけれども、ここは担当部署だけでなく、ほかの部署の職員にも入っていただいて、大体移住者多いですよ。町の職員、ですからそこは簡単にできることなんじゃないかなと思いますので、少しそこにも入っていただくっていうことを考えていただければありがたいんですが、伺います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 移住定住促進協議会の中に、他の町職員も入っていくという、はい、おっしゃるとおりであると思っています。美瑛町の移住定住、今本当に皆様のおかげで、職員のみならず、協議会の皆様、移住定住コーディネーターもちろんですけれども、多くの皆様のおかげで、成果が上がってきていると、感謝しているところでございます。その大きな、特徴美瑛ならではの利点というのが、この協議会の中で、移住者の方と町民の方が一緒になって話ができるコミュニケーションをとれるという、この場があるということが非常に強みであると感じておりますので、この場の中に、担当課だけではなくて多くの職員がさらに関わっていただく。そしてこの協議会の中からは新たな政策の提案もいただいたりしておりますので、今課題が何がある、それを解決するためには、どうすればいいのかというようなことを考えていくのは、常に役場職員としてのトレーニングもなりますので、移住定住促進協議会のほうに、積極的に関わっていくよう、私からも進めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員。

（「はい」の声）

○3番（京屋愛子議員） それでは、質問について、第2次美瑛地域福祉計画によりますと、令和3年度、障がい者の状況は、知的障がい人数は185人で、増加傾向。精神障がい人数は73人で増加傾向。障がい児は40人で、減少傾向にあります。ご答弁によりますと住みなれた地域で自立した生活を送るために、グループホームの整備が必要であると明記されました。この2年間、北海道、国へと要望をしてきたわけですが、今年も採択はされませんでしたというお答えが来ています。まさか、来年令和6年度に再々予算計上するというお考えはありますでしょうか。伺います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） グループホーム、障がい者グループホームが町内に必要であるという認

識につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおりでございます。その認識のもと、令和4年、5年と、町内事業者さんが計画しているグループホーム計画に、町独自でご支援させていただくという、協働の形で予算化をし、議会でも、お認めをいただいたところでございます。誠にありがとうございます。是が非でも、この事業を実施してまいりたいんですけれどもその前提となります、国からの補助金の事業採択が、残念ながら2年続けてなされていないところでございます。現状を申しますと、事業者さん民間事業者さんとも協議を常に重ねておりますけれども、恐らく今年度中に、補正予算が組まれるであろうその補正に向けても、頑張って採択に向け取り組んでまいろうということの確認をしているところでございます。なかなか、国、また北海道の中の枠があるようでして美瑛町内の事業が採択されない状況が続いておるところですけれども、ここは、美瑛町といたしましては事業者さんは、事業本体をしっかりやっていく私たちはやっていくという強い意気込みを持っていらっしゃる。では、美瑛町の役割は何かというと、美瑛町のほうというまち、まちづくりの中で、どうしてもグループホームが必要なのだということ、北海道、国に対して強く言うことによって、この事業採択に1日も早く結びつけてまいりたいと考えているところでございます。ご質問の趣旨からいくと、ずれるかもしれませんが、諦めることなく、グループホーム事業化に向けた取組を今後も引き続き続けてまいり所存でございます。

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員。

（「はい」の声）

○3番（京屋愛子議員） 美瑛町はですね、高齢者福祉は大変充実してます。他の地域からはね、美瑛モデルと言われているぐらい、高く評価されているんですね。ですから次にはやっぱり障がい者福祉が、力を入れていくことが大事だと私は思っています。いろいろやらなきゃいけないことはたくさんあります。ですけど、観光施策も大変ですけれども、精神障がいの程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らしていくことができるようにしなくてはならないと私は考えています。そこで、町単独で建てる喫緊の課題だと私は思っていますが、お考えを伺います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 高齢者福祉にと同様、障がい者福祉の分野でも、美瑛町さすがだ、先進事例だと言っただけのそういう取組を、気概を持って進めてまいりたいと思うのは、京屋議員と全く同じ思いでございます。グループホーム、現在のところを先ほどから申しておりますけれども、町の事業者さんが進める計画、それを、美瑛町がご支援する支援する形で一緒になって、美瑛町で初となる、障がい者グループホームを建設しようという形で今タッグを組んで進めております。その利点につきましては先ほど申しましたけど事業者さんのノウハウを



そのままもう生かされるということ、それと、やはり財源面では国からの支援が期待できるということで、ここの理由があるということも、もちろん、あるわけでございます。現在の計画でいきますと大体1億7,000万の総額となっております。これが町単独で行った時の負担がそのままかかってくるか、国、北海道からご支援いただけるかというのは、正直なところ町としても大きなところでございますので考えざるを得ないのかなと思っております。ただ、前提となりますグループホームが必要である、あるいは、ご家族の方の高齢化が先ほど申しましたが、高齢化が進んできて私たち、これから本当に心配なんだという切実な声もいただいております。となりますと、今、事業者さんと一緒に進めているこのグループホーム、これがうまくいけば1番いいんですけれども、もし、見込みがないぞというような段階になったら、次の手立てを考えなければならないというふうに感じております。一方で全くそれまで考えなのかというわけでもなくて事業者さんとお話合いもしておりますけれども、仮に、町なり、他なりで整備したときに、誰が運営するのかという問題がございまして、町が建てたときに、町が直接その運営に関わるというのはなかなかノウハウもなく、難しいところでございます。では、民間事業者さん、お願い出来ますかといったときに、人手不足、先ほど来の問題でありますけれども、担える人がスタッフがいるかどうかというところは、ちょっと考慮しなければいけない考えなければいけないというようなお話も雑談の中ではさせていただいておりますので、形、箱だけではなくて本当にそれがうまく運用され利用者さんのためになる。そういうグループホームの在り方どうすれば整備できるのかという、大きな観点からも考えてまいりたいと思っております。

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員。

（「はい」の声）

○3番（京屋愛子議員） お答えいただきました。もちろん利用者さん、ご家族と一緒に考えて、そして、民間企業と考えています。役場はやっぱり、管理者は、民間企業に任せる場合もありますので、この辺は私はクリアできるんじゃないかなという風に思っています。とにかく、あとはお金ですね。やはり予算がつかないとどうにもならない。でも、どうしてもつかないんだったらやっぱり、お金は町が出して建てて、委託してもらうぐらい、ちょっと頑張っていたかないと高齢者と障がい者の福祉のアンバランスな問題が起きてくると思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思っております。そして、終わります。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） もちろん、町単独でということのを排除してはございません。今、今考えられる最善の策で事業者さんとタッグを組み一緒になってやっていくというところが最善の方策かなと思っておりますけれども、それが出来ないんだと、こういう何らかのことで

はっきりと、結論が出た場合、最終的には何が1番のゴール目的かという、利用者さん、またご家族の方が安心して、この美瑛町地域で暮らし続けることができるかどうかそこが最後のゴールの部分ですので、それを実現するために町単独でやっていこうということは、もちろん排除せず、考えてまいりたいと思っております。先ほどの議論の中で、空き家の利活用ということもございます。1から全部を建てるというわけではなくて、空き家を利用させていただきながらとか様々な手法が考えると思いますので、現在は、事業者さんとのタッグを組む形の実現を目指してまいりますけれども、腹案としては、利用者さんの本当に幸せのためにどうしていけばいいのかということのを常に念頭に置きながら、様々な選択肢を探ってまいりたいと考えていきます。

○議長（野村祐司議員） これで3番議員の質問を終わります。休憩いたします。

25分まで休憩をいたします。

休憩宣言（午後2時12分）

再開宣言（午後2時25分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に5番、保田仁議員。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

（5番 保田 仁議員 登壇）

○5番（保田 仁議員） 5番、保田 仁。質問方式、時間制限方式。質問事項1、脱炭素化の取組について。世界規模での脱炭素化の流れの中、本町においても国の求めにより「美瑛町ゼロカーボンシティ宣言」（以下「宣言」という。）を昨年4月28日に表明し、その宣言後には担当部署やプロジェクトチームを設置するなど、その取り組みを加速させていることが町広報紙などから窺えるところであります。

地域が脱炭素の取り組みを進めるうえで重要なことは「行政と民間が一体となって取り組むこと。」「脱炭素の取り組みが地域課題の解決に繋がること。」だと言われています。

本町においても、農業廃棄物であるトマト栽培後の根・茎などの大量の残渣を乾燥、粉末化、成型加工して、使い捨て食器の代替素材として活用した後に堆肥化することにより、焼却処分による炭素発生量を抑えるとともに、農業残渣の処分問題という地域課題の解決にも繋がる試みとして、町民有志によって取り組みが進められており、他の取り組みが芽吹くことも含めて今後の進展に期待を寄せているところであります。そこで、次の4点について伺います。（1）宣言以降における具体的な取り組み内容について。（2）脱炭素化の取り組みに対する国からの支援内容と、国から「脱炭素先行地域」指定を受けた場合のメリットについて。（3）本町における地域課題解決に繋がると考えられる脱炭素化の取り組みとは。（4）民間企業が実施する脱

炭素化の取り組みに対する助成制度について。

質問事項 2、美瑛高校の魅力化と存続に向けた取り組みについて。本年 6 月の第 4 回定例会での「美瑛高校の将来像と支援について」の一般質問に対する町長の答弁では、「美瑛高校の存続が、人口減少の緩和や地域経済に寄与し、本町の地方創生にも役立つと認識していることから、町としてより一層美瑛高校とともに地域づくり人づくりに取り組む必要があると考えており、今後は先進事例や識者の知見を借りながら、これまでの支援策とは別の観点で美瑛高校の魅力化と存続に向けた取り組みを検討する。」として、「多くの方々の知見をお借りして、プロジェクト的に進めていく。」「それも早急に進めないと、今の入学者数を見ていると、もうそれほど時間は残されていない。」という認識を示されました。

私も町長の上記答弁の趣旨に賛同するものであり、早急な取り組みの進展を期待するものであります。そこで、次の 3 点について伺います。(1)「時間が残されていない。」との認識ですが、何時までにどのような意見をまとめる必要があるのか。また、北海道教育庁等との協議は進めているのか。(2) 外部の人材を交えてのプロジェクトの推進・組織体制をどのように考えているのか。また、学校運営協議会や教職員との関係性をどのように整理するのか。(3) 町としての最終意見には町長の意思が反映されていなければならないと考えるが、プロジェクトとの関わり方をどのように考えているのか。質問の相手は町長です。

○議長（野村祐司議員） 5 番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

(「はい」の声)

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長（角和浩幸君） 5 番、保田議員さんからの 2 項目にわたります質問に答弁を申し上げます。「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が 2021 年 10 月に閣議決定され、国は、2050 年カーボンニュートラルという目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を行っております。国が目指している脱炭素社会は、将来に希望の持てる明るい社会であり、地球温暖化対策を経済成長につなげるという考え方の下で対策を進めていくことが伝えられております。

本町におきましても、議員御指摘のとおり、行政と民間が一体となり、地域の課題解決につながるよう進めていくことが大切であり、現在取り組んでいる「再生可能エネルギー導入目標策定事業」(以下、目標策定と呼びます)において地域の課題を洗い出し、まち全体で脱炭素化の事業を進めてまいります。

1 点目につきましては、7 月の機構改革におきまして「地域みらい創造室ゼロカーボン推進係」を新設して体制強化を図りました。事業としましては、目標策定の過程で町内の温室効果ガスの排出量調査を行い、本町にふさわしい再生可能エネルギーの導入について検討を進めて

いるところであり、目標策定は、来年1月に作業が完了する予定です。

2点目につきましては、現在、国の支援制度としては再生エネルギー設備の整備支援など様々な分野があります。今回実施している目標策定により本町にふさわしい脱炭素事業を明確化することで、有効な支援制度を活用したいと考えます。また、「脱炭素先行地域」は「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされており、指定により国の重点支援が受けられるほか、自治体の積極的な姿勢を内外に示すこともできるなど、地域課題解決と住民生活の質の向上に向けた取組に大きく寄与するものと考えます。

3点目につきましては、議員御指摘の農業残渣の問題や家畜ふん尿処理、オーバーツーリズムなどの農業や観光における地域課題が多数ありますが、脱炭素化の事業において解決策もあると期待しております。また、災害時の電力確保など、地域を守る取組も進める必要があることから、再生可能エネルギー等の活用や省エネ活動、蓄電池、EV自動車の普及について検討してまいります。

4点目につきましては、民間企業や町民の理解や活動なしでは、ゼロカーボンシティは実現できません。現在国が呼び掛けている「デコ活」（消費行動の変容）を町としても推進し、ライフスタイルの変革を後押しするなど、脱炭素社会への意識向上を図りつつ、今後策定を予定する地球温暖化対策計画の区域施策編におきまして、国からの助成制度の活用や町独自の助成制度の創設を検討してまいります。

質問事項2項目め、美瑛高校の魅力化と存続に向けた取り組みについてお答えをいたします。美瑛高校の魅力化と存続に向けた取組は、緊急の課題と認識し、現在も可能な限りの支援を行っております。ただ、これまでもご答弁申し上げておりますとおり、北海道立高校であることから、美瑛町が実施できる権限、機能は限られております。教育機関としましては、北海道及び美瑛高校自体の取組が要となるところでありますが、町としましても地域の活性化にとって重要な社会基盤の一つとの位置づけの下、今後とも美瑛高校と歩調を合わせ、存続のために取り組んでまいります。

1点目につきましては、令和6年度からの「公立高等学校配置計画案」では、「第1学年の在籍者数が2年連続して20人未満となった場合は再編整理の検討が必要」と明記されました。既に本年度の1年生は20人を下回っており、美瑛高校も生徒確保に向けて中学校への説明活動を強化しております。町としましては、根幹である美瑛高校存続の要望を続けるとともに、北海道教育委員会とも現在協議を行っております。

2点目につきましては、高校運営の改善に向けて地域や教育関係者、PTA等で構成する美瑛高校学校運営協議会が平成30年に発足し、活動されておりますので、高校の将来像も同協議会で検討されると認識しております。一方、町としましては、本年10月より国の地域活性化起業人制度を活用したプロフェッショナル人材の起用を予定しております。他地域の高校魅

力化の実践と経験をお持ちの方ですので、協議会と連携の下、活躍していただきたいと考えております。

3点目につきましては、高校の魅力化や存続につきましては、何よりも地域と関係者の熱意と盛り上がりは不可欠であると考えます。他自治体の事例を見ましても、地域から声が上がリ、多くの人を巻き込み、協力体制を築いたところが成功していると思います。トップダウンがふさわしい課題とは思っておりません。地域、関係者の皆さまとともに、総意をまとめていくのが私の役割と認識しているところです。以上です。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員の再質問を認めます。

5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） 5番、保田でございます。はい、まず1点目のですね、炭素化の取組について再質問をさせていただきます。答弁いただきました、前段におきまして、再生可能エネルギー導入目標策定事業について来年1月までにまとめるというところでございますけれども、大体流れとしまして本町における現状の分析ですとか、排出量の推計、地域課題の解決を含めた将来ビジョンの作成だとか、そんな必要な脱炭素施策の検討が事業の流れということになるかなとは思いますが、この地域課題解決等、脱炭素をどのように結びつけていくのかというところでこれは重要な、流れなのかなという風に思っています。そこで答弁にもありますとおり、ここで地域課題の洗い出しを進めるというところですが、どんな風に進めていくのか町民全体でいくのか、団体、関係団体だとかプロジェクトを組織するだとかいろんな方法があると思いますが、どのようなまとめ方、洗い出しをしていくのかをまず伺いたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 美瑛町再エネ導入目標策定事業の取組でございますけれども、現在、この目標策定に向けまして委員会方式で策定にあたっているところでございます。その委員会の構成につきましては議員ご存じかもしれませんが、美瑛町内の農協さん、商工会さん、観光協会さん、白金温泉の観光組合さん、建設業協会さん、森林組合さん、美瑛慈光会さん、あるいは北海道銀行さん旭川信用金庫さん、事業者として、びえいフーズさん等々、町内の各種団体、企業の方々、それぞれに参加をいただいております。そのほか専門的な知見を有するということで室蘭工業大学さん、北海道再生可能エネルギー振興機構さん等々にも、この委員会の中にメンバーとして入っていただきまして、専門的な観点からのアドバイスやご意見をいただいているところでございます。そしてこの委員の中でまちづくり委員会さんですとか移住定住促進協議会といった町民、住民の代表の方、視点を持った方々も加わっていただいております。

す。今、美瑛町内で、各産業間で起きているあるいは日常生活の中で起きている課題が何であり、解決策を求められているというものをご議論いただくには、今回のこのメンバーの方々というのは、非常にふさわしい方々といえますか、各種団体あるいは町民のお立場、専門的知識を有する方々のご議論いただく、この委員会の中の議論そのものの中で地域課題が何であり、その解消に向けた取組を進めていこうというご議論が進んでいくものと認識しているところでもあります。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） 委員会方式で大きな枠組みの中でその中で地域課題の洗い出しなんかもうやっていこうというところで、たくさんですね地域課題掘り起こしてですね、それを脱炭素に結びつけて、国の支援制度と、そういったものに結びつけていけばですね財源確保にもなるのかなと思いますけれども、そういった財源確保を国の支援制度を活用することなどの財源確保に努めていただけたらと思っておりますけれども、いろんな支援制度が国の中でもあるのかなと思っておりますが、ハード事業だとかソフト事業いろいろあると思っておりますが、こういった支援事業をですね、支援制度を活用していこうと、想定をしているのかですね、想定がありましたらですね、お伺いをいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 国の北海道も含めた支援制度はもう本当に今ゼロカーボンカーボンニュートラル分野におきましては様々な制度が準備されているところであります。もちろん私たちも、具体的な事業をこれから展開していくに当たりましては、少しでも有利な制度を利用して、財源を確保した中で進めていくのが理想的な進め方であると認識をしております。ただ、今先ほど答弁を申し上げましたけれども、まさに今目標策定事業の策定の最中でございます。そしてその目標策定が終わった後に地球温暖化対策計画の区域施策編、重要な計画でありますけれども、こちらを策定していく中で、美瑛町がどの分野でどういうことをしていくのかということが、その段になって明らかになってまいります。その計画に基づきまして、1番有効である施策を展開する。そのためにはどのような支援制度を有効に活用していくのかと、いうことを具体的に考えていきたいと思っております。今具体的にこの事業を使っていくというようなところまで踏み込んだ検討はされておられません。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） 5番、保田です。走り出したばかりというかスタートラインからちよっと行ったぐらいだったのでそんなにそんなに具体的な具体策はないんですけども、国の支

援は十分に受けていくような形でとっていきたいというようなことだと思うんですけども、それで脱炭素先行地域の指定というのがありますけれども、道内では札幌調べた限りは道内では札幌、石狩、奥尻、上士幌、鹿追などが指定を受けていると。こんなふうに見ましたけれども、役場内でのプロジェクトチームも鹿追町など、先行地域を訪問しましていろいろ勉強してきたと。そんなことで広報紙に書かれておりましたけれども、地域指定を受けることで国の重点的な支援を受けられると、そんな風なことのようですが、そもそも先行地域の指定を受けることができますね、かなり難しいのかなとも思っておりますが、例えば指定を受けられた場合にでも、重点的に交付金を受けられるけれどもいろいろな計画づくりですとか、ハード、高度な高額のハード事業をやらなきゃいけないとかですねメリット・デメリットが、いっぱいあると思うんですけども、地域指定を受けることですね、メリット・デメリットとかっていうのは把握しておりましたら答弁をお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 先行地域の指定でありますけれども少しご質問とずれるかもしれませんが、今、美瑛町役場内で先ほどの目標策定事業に係る委員会を設けてそこで専門的な知見、また町民の知見で話を行っていただいております。それと別での場でもありますけれども、官民連携の取組の一つで産官学の方々と、美瑛町の課題を解消していくにはどうすればいいのかというような、意見交換の場も設けております。少し委員会の場合と、メンバー重なっております、室蘭工業大学さん、ある株式会社エアウォーターさん等も、加入して定期的に意見交換をさせていただいている場がございます。そちらのほうの場で、よく出ますのが先行地域の指定、どうしていこうという話でございます。メリットは、もう先ほど申し上げましたとおり、重点地域なので国からの手厚い支援が期待されるということは当然あることでして、指定を受けることによるデメリットというのはあまり考えられないといえますか、指定を受けるのが望ましい姿であると考えております。ただ、その意見交換の場の中で国の動静に詳しい委員の方々もいらして、先行地域の指定という今、大変ハードルが上がってきていると。1番最初の初期の頃に指定された地域がつくった計画段階ですとか、内容よりも数段、高いものを要求されてきており、実際、何度も応募しても落ちてる自治体が出てるとというのが現状であるというような報告もいただいております。気概としては、先行地域指定を目指して美瑛町も頑張っていくという姿勢で臨んでまいりますけれども、現実問題として、大変ハードルが高く狭き門になっているというのが現状であるという報告もいただいているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） 9番、保田です。最終的には地域指定も視野に入れながら頑張ってい

きたいというようなことですが、ハードルが上がっているということで、ハードルを越えるために頑張り過ぎてですね、首を閉めないようなですねことでよく考えていただきたいなど、そんなことを感じます。それからちょっとですね、今回トマト残渣物の取組ということで、残渣物を粉末化して加工して代替食器にするというようなことで、炭素の排出量の削減という意味でいけばですね、少量にとどまるのかなという風には思いますけどもこういった取組をですね、行政に先行してですね、民間で有志で、町民有志で取り組むということはですね非常に重要であると思っております。今後においても大いに期待が持てることだと思っておりますが、そこですね、町としてですね、支援を表明することでこういった取組、この取組を含めてですね今後の取組、民間企業の取組、民間町民有志の取組がですねの背中をですね後押しすることにつながっていくのかなと思いますけれども、財源の問題もありますが、町長がそういった、民間有志による、脱炭素の取組を支援していくというような考え方をお伺いをいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘、ご説明いただいておりますトマト残渣からの、例えば、食器類等への再利用というの、私も存じておまして、で、食器類だけではなくて繊維をとってそこから紙、名刺の台紙つくっていくとか、それが、よくあるトマトの残渣からそれができるといことが、商品化、商品化といいますかモデルは出来ているというところまで、私も承知しておまして、大変すばらしい取組だなと思っております。特に、この個別具体的このケースでいきますと、美瑛町の農業にとりましてトマトはもう大変重要な産業でございます。そのトマトを重要な作物であるトマトから、それを再生し循環させることで別の再利用に行くということは、これが本当に、今までも議論をさせていただいておりますけれども、カーボンニュートラル、ゼロカーボンの取組の中から新しいビジネスが生まれてくるということの典型じゃないのかなという風に大きく期待をしているところでございます。でありますので、どのような形がとれるのかは別としましても、今、ほぼ個人の方のレベルで行っていらっしゃるものが、行政がお手伝いご支援することによって、町全体のレベルでの取組につながるということになりますと、美瑛町としての取組姿勢を示すことにもなりますし、何より地域の循環が実現していくこととなりますので、こういった先駆的な民間事業者さんのお取組というのは、町としても積極にご支援させていただきたいと考えております。ただ、どのような形のご支援ができるのか、あるいは、ゼロカーボンを取組をしますという事業者さんに対して様々アイデアをいただいて実現可能なものにご支援するのかとか、支援の仕組み、仕方というのは、少し精査しないといけないところはあろうかなと思いますけれども、ぜひとも、美瑛町も一緒になりまして民間事業者さんの取組と一緒に取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。



(「はい」の声)

○5番(保田 仁議員) 分かりました。支援を厚く、よろしく願いをいたします。続きまして2番、美瑛高校の魅力化と存続に向けた取組につきまして再質問をさせていただきます。6月の第4回定例会に引き続きまして、美瑛高校の魅力化と存続の取組の質問になりますけれども、今回はですねこれからどうやって取り組んでいくのかというところと、そこに町長としてのですね思いをどのように反映させていくのかというところをですね、中心に質問をさせていただきます。9月6日の議員協議会の説明の中でですね、美瑛高校の存続についての現況説明というところで、来年度入学者が20名を切った場合、美瑛高校が再編整備の対象となる可能性が一気に高まる。存続のためには一層の対策が必要であるという風に結んでおりますけれども、もし仮にですね再編整備の対象となった場合ですね、道なり道教委が、どのようなロードマップといたしますか、流れでですね、再編整理を進めていくのか。例えば来年、20名を切った場合に再来年にはもう再編整理をされてしまうのかとか数年、時間を余裕を持ってくれるのかとか、そういったところの中身ですね、流れを把握しておりましたら答弁をお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 結論から申しますと、まだ具体的なタイムスケジュールまでは把握していないといたしますか教えていただけないというか、承知をしていない段階でございます。ただ、通常でいきますと、道立高校の配置計画の中で、ある程度のスパン5年のスパンを見ながら、どこの高校とどこの高校、学級を減らすとか統合するとかっていう表が出来ております。で、その表はそのタイムスケジュールでいくんですけども、もしかしたら今回のように、2年続けて20人を下回った場合は、その5年の表に載ってなくても突然入ってくることも考えられるという風に私たちは考えております。ですので今の時点今手元にある資料の中で、美瑛高校についての言及は全くないんです。整理統合をどうこうというものはありませんけれども、次の募集のときに20名を下回った場合に、突然、その中に入ってくることは十分考えられるという、強い危機感を持っております。

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

(「はい」の声)

○5番(保田 仁議員) これからの魅力化を進めるだとか存続に向けた取組をするに当たってもですね、そういったいつそういう整理の段階になっていくんだっていうのを把握しておくことはすごい重要なことだと思うんですね。効率的に効果的にそういった取組を進める上ではやっぱりそこら辺のスケジュール感だとかそういったものは早めに把握しておいていただきたいなとそんな風に思っております。いかがでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） ご指摘のとおり、このタイムスケジュール感というものにつきましては、大変重要ですので情報収集も鋭意に努めてまいりたいと考えております。先ほど答弁申しましたけど、道教委、あるいは上川教育局とも協議をしておりますし、教育長も協議をしていただいて様々なチャンネルで協議をしております。道教委としましては、この1学年20人ということをごすればクリアできるのかっていうところを、やっぱりアドバイス言及していただいている状況でございまして、このままいったら、整理統合だよというよりは、どうにか募集を増やして入学しているものを増やしていくための努力を一緒に進めていこうという立場で、道教育委員会とも今協議を進めている最中であります。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） 保田です。それではですね、今回の答弁の前段でありますけれども、ちょっと読まさせていただきます。北海道立高校であることから美瑛町が実施できる権限機能は限られております。北海道及び美瑛高校自体の取組が、要となるというところで、今後とも美瑛高校と歩調を合わせていくというようなことをご答弁をいただいておりますけれども、これは取組主体はあくまで道だとか道教委だとか高校自体であるから、その取組、道や道教委の取組や判断に委ね、町としては追随するというような感じですね、聞き取れるのですが、前回のですねご答弁の中にですね、町長ちょっと言われてました。道立高校だから、道がやるべきというスタンスではなくて、町も主体的に関わっていく、町の地域振興の大きな振興の大きな要の一つの存在であるということ、そういう観点から町が変わっていく時期に入っていると思っているというところで、その時、前回6月の答弁の中ではですね、何か先行し、先行いたしますか主体的にやっていきたいというような強い熱意を感じたんですけども、今回ちょっと何か大きく後退したような感じが感じます。町長の意思が伝わってこないような感じがしております。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 美瑛高校が教育機関という位置づけだけでなく美瑛町において、存続することの意義、そこに、美瑛町が力を入れていくということは当然そのスタンスは変わっておりません。ただ、非常に説明も難しく長くなりますけれども、今、道立高校である美瑛高校が、この後どうしていくのかというのは、まずはやはり、美瑛高校自体が積極的な展開案を考えていただきたいとか、いただく主体であり、道立高校としてどのようになっていくのか私たちがそこに口を挟める立場でもない。その中で、道立美瑛高校がどこを目指していくのかと

いう姿を、私たちもみたいな、どこを目指すのかっていうところを見ていきたい。それは高校本体もそうですけれども、コミュニティースクールである、学校運営協議会もそうですけれども、その中から、目指すべき姿をどこに置くのかというところを非常に熱く期待をしているところでございます。一方、もしかしたらこの後ご質問いただくかもしれませんが、先ほども答弁申し上げましたが地域活性化起業人制度を利用して、町としてできる取組としまして高校の魅力化の経験と知識がある方を採用させていただきたい。これからそれに係る予算につきまして議会にもお認めをいただければならないと思っておりますけれども、そういう有能な人材を町として雇用をさせていただき、高校の魅力化に、高校とともに働いていただきたいという取組を、まさに今進めようとしているところでございます。そのときに、この美瑛高校が私どもが活躍を期待する地域活性化起業人の方と、どのような関係性を築きどのようにこの方の意見を聞いていただけるのかは、やはり、最後ボールは高校側にあるわけでありまして、こちらとしては、非常に将来像を一緒になって示していきたいという思いはございますけれども、美瑛高校、肝心の美瑛高校がどのようなスタンスで臨んでいくかによるところがあるというところをご理解いただきたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） ちょっとこの後質問しようとしていうところ、思っているところがちょっとかぶってしまいますけれども、経験豊富な外部のプロフェッショナルを登用するって大変有効で大変大事なことなのかなと思っておりますし、いろんなアイデアですとか湧いてくるだとか、いろいろ学校運営協議会とも連携しながら活発な議論になろうかなと期待をしているところでもありますけれども、学校運営協議会といわゆるコミュニティースクールというところだと思うんですけども、コミュニティースクールの役割なんですけど、道教委のホームページによるとですね、その目的がですね、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる。地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組み、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが出来ると、いうところで役割がですね、校長が毎年度作成する教育課程の編成に関する基本方針の承認ですとか、それから学校運営に関する事項について教育委員会または校長に対して意見を述べる事ができるだとか、職員の任用に関する事項についてですとかそういった現在の運営に関する意見を述べたり、承認をしたりという、そういうことが主体であって将来高校をですねという姿にもっていかうだとか、そういったところまでは何か含まれていないように読み取れるんですけども、それとコミュニティースクール学校運営協議会とですね、プロジェクトを立ち上げるのかプロフェッショナルな企業人ですか等ですね一体化してやっていくのはちょっと、整合性がとれないというかあまりしっくりこず、なじまないというような感じを受けるん

ですけれども、そういった意味でいけば、連携を取る事は絶対に大事だとは思いますが、学校運営協議会にその将来像を築いていくっていうところまで投げかけること自体はですね、ちょっと違うんじゃないかなという風に考えるんですがそこら辺はどうでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 学校運営協議会に具体的な、最終報告の形のプランを示していただきたいということではなくてですね、どのような方向性であり、どのような声がこの学校運営協議会の中で出ているのか、それを地域の人に発信をするのかというところを期待しているというところでもあります。誤解をちょっと恐れずに申しますと、今美瑛高校の現状先ほど来申して、2年続けて20人以下であると、整理統合の対象で整理対象の統合の対象になりますという状況を果たして、地域の方々、あるいは学校のPTAの方々あるいは卒業生の方々が、どのように捉え、誤解を恐れずに申しますと、学校残そうという声が出るのか、時代の流れで整理統合になってしまっても、それは受け入れるという方向なのかどちらかの声もあまり私たちは聞こえてこないなという正直な思いがあります。大きな方向性を声を上げていただければ、地域の皆様の意見、考えはこうだということに乘れるんですけれども、何かこう静かなまま今、状況が変わっていくのを待っているような感がございまして、正直なところ、踏み出していくときに、先ほどトップダウンでというようなご質問もございましたけれども、今の状況で、右だ左だと言っても、皆さんが付いてくれるのかどうかという確証が持てないというようなところもございまして。ぜひ、私たちも声を上げていただく聞かせていただく機会というものは設けてまいりたいと思いますけれども、まず何より美瑛高校が今、どう行きたいのか本体ですね高校自体が、どういう方向に行こうとしているのか、そしてそれを支えている皆様がどういう方向を目指そうとしているのか、というところの思いを聞かせていただきたいというのがあります。そしてその中で地域活性化起業人が、その関わる中でうまく引き出してそういう方々の意見をまとめるそういう立ち周り役割を果たしていただければ、前進していくのではないかなという思いであります。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） 保田です。美瑛町民というか地域住民はですね、美瑛高校の存在っていうのを、正直それほど大きくはとらえてないんだと思います。というのは、小学生中学生の子供さんいる方であれば、これからどこの高校に進学させようかだとかそういったところは関心はあると思いますけども、あと、あそこは旭町ですか旭町の周辺の人達ですね、そこら辺の人たちがなくなるのと、廃校になって廃墟になるとね、いろいろ今、生徒たちがわいわいやると、違ってもやっぱりずっと存続してもらいたいっていう気持ちありますけど、そのほか

の人達ってOBさんは分からないですけども、あまり関心がないと。正直なところだと思うんですよね。だけど、だから声が挙げづらいとだから待ってたら声は上がってこないと思うんです。絶対に多分絶対にとにかく上がってこないのが普通だと思うんですよ。だから、この後ちょっと質問しようと思ったんですけども、町民の盛り上がりを待っているのではなくてですね、町民を大きく巻き込んで仕掛けていくと。美瑛高校はなくせないんだと絶対なくさないんだという強い意志をですね、町として町長としてトップとしてですね、表明していくことで多くの人を巻き込んでいくとか協力体制を築いていくための起爆剤やエネルギーをやはりトップであるですね町長がですね、熱意を込めて決断して積極的に意見を述べて関わっていくというそういう姿勢がですね、まず先に不可欠のかなという風に私は考えます。だから、答弁にありますトップダウンが、これ違うんじゃないかっていうのは、私は全く逆でですね、町長が、方向性をがっちり決めて、町民に振っていくって言うんでしょかね、絶対になくなっちゃうよりあったほうが絶対いいですよっていうのは当然だと思うんですけども、私の考えでは当然だと思うんですけども、そういったですね、方向性をきっちり決めて、細かい議論についてはそういったプロジェクトですとか、企業人ですとかそういったところですね、よりベターなその方向性だとか、作業をしていただくっていうところで、やっぱり町長はやっぱり大きな方向性を決めてですね、進むっていう大号令をかけていただきたいなとそんな風に思っていますが町長の考えをお聞きをいたします。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 私の考えももちろん、役割として立場として示していかなければならぬかなと思いますけれども、現状今こうだという考えは持ち合わせていないというか、非常に難しい問題で非常に悩み、迷い、そして、であるからこそ地域関係者の皆様のお話を聞かせていただきたいなと。それは出てって聞くことはもちろん必要ですけども、盛り上げがあればいいなという思いです。いくつか段階があると思います。道立高校のまま今のまま残していく、絶対残すんだという想定で、その時に残すのは何を残していくのか、普通学級としての美瑛高校を残す、でも、現状を見てますと、町内からの進学者も減ってきている。で、客観的に見れば、美瑛町内の中学生は他の高校を選んでいるのではないか、ほかの学校に行きたいっていう生徒さんを、美瑛出身だから美瑛なんだから美瑛高に來いという形で美瑛高校を残すというのは、僕はちょっと違うのではないのかなと思っています。では、美瑛高校を残していくには、なぜ残すのかっていうと、進学、進路とは別の物差しの中で美瑛高校にいることの意味、意義を見つける。ここに行きたいんだという魅力化、一言では魅力ですけども、魅力化を持った高校にして、そして残していくのだというステップを次踏まなければいけない。そのステップを踏む場合には、それが道立高校として、その魅力を発信できる高校なのか。道立高校ではそ

れが出来なくて、町立化なりという、別のスタイルの中で、その魅力を発信していくなら、道立をやめて町立にしていかなければならない。ステップが幾つかある中で、今、正直なところ、どこに行けばいいのかを私個人としては判断しかねているところでございます。そういう意味では、今回の質問は本当にありがたいことで、意見を交させていただくという大変貴重な機会だと思いますし、先ほど来ですけれども、コミュニティースクールをはじめ、学校本体もですし、町民の皆様とのより一層の意思の疎通を図る中で、みんながこの方向だと納得できる方向性総意を形成していくということが、今、私は大事なかなと感じているところであります。

○議長（野村祐司議員） 5番、保田議員。

（「はい」の声）

○5番（保田 仁議員） 最後ですけれども町長も考え方は同じかなと思いますけども、やはりどういう形で残すかっていうのはね、まだ分からないと思うんですよね。ただスケジュール感とか多分、来年の20人切るか切らないかっていうのはもう今の段階では中学3年生って方向性、かなり決めてますよねもう多分ね、秋口ですんで。だから結構危険性というのかな、高いのかなという風に思ってますし、魅力化これからやって、いつから魅力化の作業やるのか分からないですけども、かなりせっぱ詰まってるし遅いってところでいけば、何か引っ張る力がないとならないと。待ってるのではなくて、引っ張る力で引っ張ってもらいたいというのが最終的な私の意見ですので、よろしくお願いします。以上で、最後です。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 道教委さん、関係者とも協議を重ねております。またその中でこちらはこういうような、道立高校の形いいのではないですかと言ってもそれがなかなか道としては理解してもらえない、受入れてもらえないようなやりとりというものも正直なところございます。そのような中で、道立高校なのでそこがやはり壁で提案してもなかなか通らない、もちろんと受けてもらえるものもありますけれども、通らないものもある中で主体的にこっちが持っていきたいんですけれどもなかなか最後まで舵を切りとれないってというようなもどかしさがあるところ、正直な何か愚痴をお伝えしたいなと思います。そのような中でございますけれども、冒頭から申してますように社会基盤としての美瑛高校これまで美瑛町内で美瑛高校があることによる、この効果、地域への貢献度というものは、もちろん十分認識しているわけでございまして、これが今後とも、美瑛町活性化のために、美瑛高校が必要だということであれば、全面的に支援し、また引っ張っていく、そういう覚悟でございます。そこを見極めるといいますか、そのためみんなと一緒にあってそっちの方向へ行こうよというところを意見を上げてもらうために、地域活性化起業人の方のお力もお借りしたいですし、コミュニティースクールなので余りこちらからも言えないんですけれどもコミュニティースクールの方から意見を募っても

らうというかアンケート調査してもらって、どういう方向を目指したという、コミュニティー  
スクールの中にも役場の職員も入ってますので、その職員から声を出して、コミュニティー  
スクールの取組をちょっと進めてもらおうとかというようなことを一つ一つ重ねながら、しかし、  
時間もないのも分かっておりますので、早急に方向性を示す形を取ればいいなと思っております。  
よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） これで、5番議員の質問を終わります。

次に、13番、高田紀子議員。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

（13番 高田 紀子議員 登壇）

○13番（高田紀子議員） 13番高田紀子、時間制限方式。質問事項1、パートナーシップ宣  
誓制度の導入について。本町では、上川中部1市8町の連携による「パートナーシップ宣誓  
制度」を令和6年1月を目処に導入する予定にあります。また、道内の自治体では、制度を導  
入しているのは札幌市や江別市など8つの市のみで、町が導入することは初めてになります。

同性同士の婚姻が合法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTカップルに対  
して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行することで、自治体が同性パートナーを異性  
パートナーと同様であることを公的に認めるものです。この制度により、LGBT当事者の生  
活の利便性を向上させ、また、当事者が自分らしく生きられるようになるための重要なもの  
になります。このことから、次の3点について町長に伺います。（1）制度導入に至る考えにつ  
いて。（2）本町における当事者への支援について。（3）LGBTの理解促進について。質問の  
相手は町長です。

質問事項2番目、教育現場でのLGBT、性的マイノリティの対応について。近年、性の  
多様化が進み、LGBTに関する認識が少しずつ深まっています。教育現場でもLGBT、性  
的マイノリティへの対応が求められており、支援や対応が重要になっています。

小学生や中学生では、まだまだ性自認について自己の認識というものがない中で自身の違和  
感に悩み、誰にも相談できず、ひとりで悩みを抱えることで引きこもりや自傷につながるこ  
とになってはなりません。

国において、本年6月に成立したLGBTなど性的少数者への理解増進法には、子どもたち  
心身の発達に応じた啓発や相談機会の確保といった学校での取り組みを促す努力義務が盛り込  
まれました。このことから、次の2点について教育長に伺います。（1）教員・児童生徒への啓  
発活動について。（2）学校生活における相談や性的少数派に対する配慮について。質問の相手  
は教育長です。

○議長（野村祐司議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

角和町長。

(「はい」の声)

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 13番、高田議員さんからの2点の質問、5項目。そのうちの1番目パートナーシップ宣誓制度導入について答弁を申し上げます。パートナーシップ宣誓制度は、平成27年に東京都渋谷区で初めて導入されて以降、現在では、全国の自治体に大きな広がりを見せている取組です。

北海道内におきましては、平成29年に札幌市が本制度を導入し、都市部を中心に取組が広がる状況の中、旭川市におきましても本制度の導入に向けた検討が進められており、検討に当たって実施された性的マイノリティの方や有識者等からのヒアリング結果を踏まえ、さらに実用性の高い制度とするため、本町を含む上川中部1市8町での圏域連携による同一制度の導入について、旭川市等からの提案を受け、本町での導入に向けた検討を進めているところです。

1点目につきましては、本町では、町民の皆さまの思いをまちづくりにいかしていくために策定した、まちづくりの柱となる「美瑛町共有ビジョン」の一つとして、「すべての人に居場所と役割があり、希望を持って笑顔で暮らせるまち」を掲げ、多様性を尊重する地域社会の実現を目指すとともに、第6次まちづくり総合計画において「平等で公正な社会の実現」を個別施策に位置づけ、LGBTQ+への理解促進など、人権課題に対応した社会環境の整備と意識啓発を推進し、まちづくりにあらゆる町民が対等な立場で参画できる環境づくりを進めているところです。この制度導入は、まちづくりのビジョンを具体化する取組の一つでもあると捉えております。

2点目及び3点目につきましては、現在のところ直接的な支援策はありませんが、宣言後は権利保護や利便性を高める事業を展開したいと考えております。また、本年6月にいわゆるLGBT理解増進法が施行され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会、多様に寛容な社会の実現に向けた理念等が定められました。本町におきましても、様々な機会を通じて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進と、誰もが自分らしく活躍できるまちの実現を目指した取組を進めてまいります。以上です。

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

(「はい」の声)

(教育長 鈴木 貴久君 登壇)

○教育長(鈴木貴久君) 質問事項の2、教育現場でのLGBT、性的マイノリティの対応について答弁を申し上げます。性的マイノリティに関する教育現場での対応は、学校教育や社会教育における人権教育を通して、児童生徒に対し、多様な性に対する理解や自他の人権を尊重する態度を育む取組を進めています。また、児童生徒が抱える性的マイノリティへの対応につき



ましては、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応がなされるよう、教職員も性的マイノリティへの理解を深めるとともに、実際に児童生徒から相談を受けた場合には、教職員が個人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に取り組む必要があります。

1点目につきましては、教職員に対しましては、北海道教育委員会が作成した性的マイノリティに関する啓発資料や新たに改訂された「生徒指導提要」などを用いて校内研修を行い、教職員間で共通の理解を図っています。

また、生徒児童に対しましては、道徳科などにおける人権教育を通じ、発達段階に応じた人権意識の醸成や男女平等、多様な性について学習しておりますが、現状は、教職員も性の多様性についての認識が十分ではないことから、教育委員会としましても、研修会の開催などを通じて性的マイノリティへの理解が深まるよう努めてまいります。

2点目につきましては、多様な性を受容する現代社会において、本町でも性の悩みを打ち明けることができない児童生徒が在籍している可能性もあります。これまで同様、学校全体として児童生徒の些細な言動の変化に気を配り、スクールカウンセラーや担任の先生、養護教諭等を中心に当該児童生徒の悩みに寄り添い、個々の状態に応じた丁寧な対応を進めるとともに、全ての児童生徒にとって学校が相談しやすいと思える環境となるよう、児童生徒一人一人に配慮された学校づくりを目指してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（野村祐司議員） それでは質問事項1について、13番、高田議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。それではパートナーシップ宣誓制度の導入のほうから再質問をさせていただきたいと思います。このたびの上川中部1市8町での圏域連携におけるパートナーシップ宣誓制度の導入については、私はとても素晴らしいことだと思っています。また、社会から十分な理解を得られず、苦しい思いをしてきている当事者の方たちにとりましても、自分たちのことを受入れてくれる行政が増えるということはとても喜んでいることだと思っています。そして、ほかの市町村においても、パートナーシップ制度の取組が広がることを期待していると思います。では、この制度の導入に当たってなんですけれども、旭川市での住民説明会の開催と、ホームページの情報提供のみで、町民からの意見を求めるのは、説明不足に私は感じていました。また、どれだけの町民がこの導入について知っているのかというところも疑問に思ったところです。社会は、日常的に男性女性という二つの枠組みで、いろいろなことを考えがちなところがまだ残っていて、最近では少しずつマスメディアなどからLGBTQとか、性的マイノリティといった言葉を耳にすることが増えてはいますが、このことが正しく理解されているかといえば、まだまだそこには至っていないと思います。今回私も住民説明会で、当事者の方たちのお話を聞いて、私自身も認識が不足していると思い、本当の困難

さは理解していなかったなということを実感しました。パートナーシップ制度は、町民の皆さんに受入れてもらうことが大切なことで、これをしっかりと伝わらない中で、当事者の方たちが美瑛町に訪れて、また、嫌な思いとか、受入れていないという感じを受けるような状況にあってはならないと思うのですが、この導入の進め方がすごい早急ではなかったのかと私は感じています。町長はこの導入に当たって早急ではなかった、町民に対しての伝え方についてどうお考えでしょうか。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） パートナーシップ宣誓制度そのものの意義を高く、評価をいただいている高田議員さんに感謝申し上げます。また、全く同じ思いで私もこの宣誓制度大事なものであるという風に認識をしているところでございます。制度導入に至る過程でございますけれども、1市8町での取組として進めております。順番からいきますと、旭川さんが一足早く着手をし、それを見てまたお誘い回りまた近隣の町村からも、これは1市8町の圏域で全体で取り組んだほうがより有効な制度になっていくだろうということで、歩調を合わせて進めていこうということの結論になり、今回のスケジュール感で今動いているところでございます。美瑛町もその1市8町足並みをそろえるという流れの中で、今回、今まさにまだ途中過程として進めているところでございますけれども、ご指摘は、町民への周知、理解の促進がまだ足りないだろうということであると受け止めております。ご指摘のとおり、このパートナーシップ制度、宣誓そのものも意義ありますけれども、もう1段大事なのは、本当にこの美瑛町であらゆる立場の方が安心して暮らしていける、そういう町であるということでありますので、宣誓して終わりでは当然ありませんし、そこに向けた町民理解が深めなければならないというご指摘は、ごもつともであると受け止めております。スケジュールが1市8町の枠組み足並みそろえる一方でございますけれども、より一層町民の方の理解が深まるよう、説明ですとか広報、周知にさらに力を入れてまいりたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

（「はい」の声）

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。今の町長のお話で理解をし、また3点目のほうでも理解促進についてお聞きしたいと思っていますので、次に、2点目について再度質問させていただきます。パートナーシップ宣誓制度では法的な効力はありませんが、町が認める婚姻であれば、当事者の生活の利便性の向上が、そのために、向上が必要となってくると思います。それが本当のところの当事者たちの生活の安定性にもなってくるころにありますので、ご返答の中にはまだこれから検討するという内容ではありましたが、様々な行政サービスを利用できるような体制を整えてほしいとお願いするところです。ほかの自治体で結構もう進めていら

っしやるところでも、様々な行政サービスが行われていまして、ちょっと具体的に申し上げますと、医療機関での病状の説明、面会や治療方針手術の同意、退院時退院先の相談先などの対応、消防においての対応には、救急車への同乗、緊急連絡先の指定、救急搬送証明の手続などの対応をパートナーシップ宣誓制度によって、スムーズに手続を行えるということです。また、公営住宅の申込みに関しては同居親族要件を満たすことや、それと、結婚するということにおいての町の支援、また、移住支援、介護保険各種申請について、要介護認定に係る家族による代理申請などが様々なサービスの対応がある状況なんですけれども、そのことについて、今後、町長の中では具体的にどういうことを進めていこうというお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） パートナーシップ宣誓制度を設け、宣誓をするということは、今高田議員がご指摘、ご指導いただきました各々の点につきまして今後美瑛町としては認めていきますよということを宣言していくということと同義であると私は思っております。法的な効力は持つか持たないか常に言われ、でパートナーシップ制度宣誓によって、これが法的効力を発するものではないというふうに解釈され、それは僕もそのとおりで受け止めております。ただ法的効力だけではないところで行政サービスとしてできること、宣誓をされた2人に対して行政がそこ2人の関係を認めサービスをするということについては、宣誓した後は、あらゆる美瑛町行政でできる限りのことは、進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

（「はい」の声）

○13番（高田紀子議員） しっかりとその辺、具体的にはっきりと、当事者の方たちが本当に生活しやすいような形で、今後進めていってほしいと思いますので十分重々検討して支援策を考えていただければと思います。

それでは、3点目の理解・促進についてお聞きします。日本では同性愛は差別・偏見の対象で同性を愛する人は、自らの性的指向を明らかに出来ない辛さを抱えてきました。現在では差別的扱いは不当であるという認識があるにもかかわらず、残念ながら、いまだに差別や偏見は残っている状況にあります。ですので、先ほどの1点目の時も同じなんですけれども、この辺がまだまだ理解されていない、偏見さがあるっていうことは美瑛町も同じではないかと私は考えています。制度の導入について町民コメントでも、賛成の方や反対の方、また、制度そのものを知らないっていう方も、様々なご意見が寄せられておりました。しっかりと町民の方に正しい理解を広めるための啓発について、また、企業に対してもこの啓発活動が必要であると思っております。町長は来年1月までに導入の取組になるんですけれども、それまでの間に

町民に対して説明なり、それこそ当事者からのお話を聞く場なり、そういう場をつくることを考えていらっしゃるのか。もし考えていなければ、今後どのような啓発活動を行っていくのかをお尋ねします。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午後3時30分）

再開宣言（午後3時32分）

○議長（野村祐司議員） 再開します。

角和町長。

（「はい」の声）

○町長（角和浩幸君） 私ができることで、出て行って説明したり、また、お話をお伺いする機会がいただけるということであれば、率先して説明し理解を深めていただくという機会を設けていきたいと思っております。ただ、非常にデリケートな部分も含んでおりまして、1市8町の枠組みの中であるからこそ、当事者の方は声出せるというような面があるのか、あるいは美瑛町内だけでやったときに、当事者の方がどういう形で集まっていたか、そのお話を聞くのか。手法については、ちょっと検討しなければならない部分があるかと思っておりますけれども、根幹であります差別や偏見をなくしていかなければならない。そのためには、まだ啓発の活動が必要であるということは、十分認識してるといいますか、共通の思いでございます。いわゆる人権教育となると教育分野になってしまいますけれども、教育でできること、そうでなくて行政として啓発活動、取組の中で、理解を深めていただくということが行政でできることございますので、広報ですとか、パンフレットを作成して配って企業に配ったりしてお願いするということは、当然できることでありますけれども、当事者の方々のお話を聞かせていただくということが可能であるならば私はもう率先してそういう場でお聞きし、それを町民の方へお伝えする形で差別、偏見のない明るい美瑛町の社会づくり、まちづくりに力を尽くしていきたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

（「はい」の声）

○13番（高田紀子議員） ぜひともせつかくこの連携で、このパートナーシップの宣誓制度を設けたので、第6次まちづくり総合計画にも平等で公正な社会の実現っていうところに大きな影響があると思っておりますので、今後とも、その導入が終わってからも、町民と、当事者たちのかげ橋になるように、町でしっかりとカバーをしていただければなあという風に思っています。そのことをお願いして、次の2番目の教育現場でのLGBT性的マイノリティの対応についてお伺いを申し上げます。性的マイノリティは様々な調査によって、人口の3%から5%と推定されています。これで、学校で考えると、クラスに1人の割合程度で存在するという風な話だ

そうです。しかし、それでも美瑛町だと皆さんからしても多いような実感はないと思うのでそれこそ性的マイノリティの生徒がいるのか、いないんじゃないかっていう風なように見られるのではないかなと思うのですが、結局その、小学校中学校の本人たちであれば、自分が性的なところに十分理解が出来ないところもあって、その中で自分がこういう状況だっていうことを、外のはっきりと親、先生、お友達、その方たちに発信できる、変な風に思われるっていうところで、自分をそのまま隠してしまっているっていう状況があって、人数が多く見えていないって風な報告があります。またですね、学校でのLGBTについての授業の取り入れについて、教員は、14%程度ぐらいしか、授業でやっていないという報告があるそうです。ですので、このことから1点目のことなんですけれども、すみません、1点目、2点目を合わせた中で再質問をさせていただきたいと思います。生徒指導提要の中でも、性的マイノリティとされる児童生徒は秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校において日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくこと。そのためにはまず教職員が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目裏にある姿を想像できる人権感覚を身につけていくことが求められています。ということで、このことをもとに教職員の方たちの理解を求める研修がしっかりと、されていかなければいけないってところがあると思います。返答の中にもありましたけれども、1番やっぱり先生との信頼関係があるかないかにもよりますし、私がちょっと質問の中で、先生と生徒への啓発っていうお話にもなっていたんですけども、ちょっと、もう一つ保護者の考えも、やはりそこに至らない保護者もいらっしゃいますので、やはりそこも含めた中で研修なり、理解を深めるってところの勉強会でもいいんですけども、そういう点で総合的に研修を進める、勉強会を進める、LGBTの性的マイノリティをしっかりと理解していこうという、そういう進め方を考えていただければと思っています。教育長のお考えを再度お願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

○教育長（鈴木貴久君） 今回、ご質問いただいて自分なりにかなり新聞とかこの法律読んだんですけども、この質問来る前に北海道新聞であるとか毎日新聞であるとか、読売新聞であるとか、日経新聞であるとか、相当この法律の経緯について取上げられていて、法律の名称が決まる間際、やっと決まったような形の法律となって、実際に物すごい長い法律名称です。言えば、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法と略してますけども、それを経て、ようやくそれぞれ衆議院の予算委員会、参議院の委員会を通過して、ようやく6月の23日に、交付をして23日に公布ということでそれから、まだ3か月も経ってない状況の新しい法律であります。それまで、中身を見ますと多様な社会多様性のこういったLGBTの精神を涵養して、寛容な社会として受け入

れるいわゆる理念的な、法律の制定ですよというような書き方はしてありました。それを見て初めてですね、質問をいただいて、自分なりに読んで実際どうなんだろうと調べました。実質、学校の先生向けの研修においては、初めは北海道教育委員会のほうから平成の初めだったと思うんですけど、平成の27年1月に性同一障害の理解のためにということで、教職員向けの研修資料が配付され、その後平成29年6月、それから令和3年6月、新しく令和5年2月にこれらの性的マイノリティとされる児童生徒のきめ細かな対応についてということで、やられてまして資料として啓発資料が出たわけです。これをもとに、各学校にですね、学校の先生の教育っていうか、指導についてどう感じてどうやっていますかと投げかけたところ、大方、学校は養護教諭においてはしっかり勉強しているんですけども、他の先生においては、学校長のほうからこういった資料が道教委が出てるので、読み込んでおくよっていうなことで終わってる学校もありましたし、資料配布で終わってるっていうような実態もあったので、私が思っていることとしては、答弁書に書いてあるように、これは研修会を早急にしなきゃならないっていうのが第1印象でした。それで、今学校の教職員研修会というのが、学校の先生の夏休みそれから冬休みにおいて、年2回行われているんですけども、今まで特別支援学級の講義が、主にやっていたもんですから今回これを受けてですね、性的マイノリティの研修もこれは1回がつつりやりたいなと私は思っています。そのために、保護者っていう、ありましたけどこの研修会においては、町内の教職員研修会ですので、保健福祉課の職員であったり、保育所、それから幼稚園、いろんな範囲の先生も対象としている研修としておりますので、それは、まず初めに考えていきたいと思っています。それから、同時に、生徒に対する指導についてどうですかという質問投げたところ各学校からは、人権教育の関係で、それぞれ単元道徳の中でやっていますと、というような形ですけどそれはやっているだけでどのように子どもが受けているか、受け止めたか分からないので、それについても今後確認しながらまずは、学校の先生が教職員がこれについて理解を深めていかないとまず子供たちに教えられないというのが思っていますので、こちらについては、まずは教職員の研修会をしっかりとやっていきたいと思っています。何か漏れたら言っていただきたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

（「はい」の声）

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。ありがとうございます。教育長の今の熱心なお言葉を聞いて、ちょっとちょっと安心したかなっていう気持ちがありました。私がこのパートナーシップと性的マイノリティを取上げたのは、私の知っているというか、美瑛で育っている子供がマイノリティの子がいたっていう状況があり、そのときにその当時私は知りませんでしたけれども、20代の子が、2人ほど今私知っている人がいらっしたんですね。その当時、学校がどういう風な対応していたのかっていうのは全くその当時私にも知らなかった状況だ

ったので、その子たちはどういう風に成長したんだろうということを考えたときに、すごい不安な気持ちを持って学校生活を送っていたのではないのかっていうことを考え、今現在大人になっていますから、その子たちはすっかりしっかりと今自分を出しているっていう状況なので、それ無事に済んでいるのか無事に済んでいないのかというのがすごく心配になって今回教育長にもご質問をさせたというところをご理解いただきたいと思います。で、今のお答えを聞いて、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。やはり子どもって成長段階でいろいろあるので、そのことをきっかけにどう成長していくかがすごい大きなところになってくると私は感じていますので、今の美瑛町の子育て支援体制がとっても整っていると私は認識しておりますので、その力を信じて発揮していただきたいなと思っています。次に、学校での学校生活における、当事者の子供である生徒がどういう風な支援を受けられるのかってところで、今の教育長のお話でいけばまだそこまで至ってないのかなあという風には思うのですが、具体的に言いますとですね、それこそこの件については、生徒指導用提要の中にも表記されてるんですけども、性的マイノリティの児童生徒に対する学校での支援の事例ということで、具体的に言いますと服装においては、自認する性別の制服衣服や体操着の着用を認める。また更衣室だと保健室、多目的トイレ等の利用を認める。あとトイレなどは職員トイレ、多目的トイレの利用を認めるとか、授業においては体育または保健体育において別メニューを設定するなど、こういう風にほかにまだいろいろあるんですけども、そういうような基本的な決め事を具体的に決めて、先生方との情報共有を行って体制を整えるっていうところでは、どういう風な今現状にあるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

○教育長（鈴木貴久君） 前段、特別支援教育についておっしゃってました。特別支援教育同様、こちらについてもしっかりやっていきたいということであります。ただいまの質問で生徒提要の中でそれぞれ性的マイノリティの子がいた場合の各場面学校での支援、それぞれ生徒提要にこういった場合はこうしなさいってあります。現状を社会的にもそうなんですけども、学校とするならば、まず、トイレに関しては、それぞれ職員トイレ、それから各1階2階3階に生徒のトイレがあり、また体育館にもトイレがあると。それもいずれも男女別のが、通常が、社会的にそういう公衆トイレもそういうつくりになっているので、まれに新しいとこが多目的トイレが設置されてるのが現状ですが、美瑛中学校がもう昭和48年出来て立って、そして改修、改築をして、トイレだけは今のままの状態になってるとなります。それで、実質、そういった場合が児童がいた場合においては、恐らくこれも実際分かりませんが、教職員トイレを多分使うようになるんじゃないかと思っています。それに対して別に、多目的トイレを建設するとかといったことになるのと、また、お金等が、財政面で苦慮しなきゃならんとあるので、既存

のところを変えて、兼用で作る形を認めるといった形にするのが普通なのかなと思っています。それから、先ほどの学校の先生それから子どもたち学校でどんなLGBTの啓発のやっていますかと同時に、こういった場合に、今現在男女別分けなく何をやっていますかということで聞いたところ、各学校では、1番僕らの時に無かったのは出席番号が今、全く関係なしに、名前、途中で女の人が入ったり、全然関係なくあいうえお順なのか生年月日順なのかちょっとわからないですけども、それは、普通に出席名簿っていうかなそれは、分けなくてやっていると。それから、制服についても、普通であればスラックス、スカートなんですけども、全然スラックスで問題ないですよということは学校のスタイルで決めておりますし、青田議員から質問があった中の生活の決まりを見てみると、全く男性はスラックス、女性はスカートという書き方はしていません。服装はスラックス、スカートとなっておりますので、そういったところは生活の決まりで配慮されてるのかなと感じています。それから、戻りますけど職員トイレが駄目であれば保健室で着替えるとか、そういったことも認めてあげるとか、そういったことも必要になってくるという風に感じています。以上です。

○議長（野村祐司議員） 13番、高田委員。

（「はい」の声）

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。それではですね、ある程度教育委員会のほうで、こういう対応が必要ではないかっていうことを、まとめてというか、こういう方向でこういう風に生徒それぞれによっては事情が違って来るとは思いますが、基本的なところを教育委員会である程度まとめ、それを学校に発信するっていう方法も、考えてはどうなのかなという風に思います。最後にですね、そのことも踏まえまして、ぜひとも誰でもどの子どもありのままの姿で学校生活ができるように、学校対応をお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

（「はい」の声）

○教育長（鈴木貴久君） LGBT理解増進法、ほんとに交付間もなく3ヶ月。まだ、間もない法律でありながらも世間的には、大方、理解してるけど全く中身の詳細までは、恐らく言われるとおり理解されてないことが多いと思っています。今後まずは教職員の理解を深めることが1番大事であって、そこから始まると思います。そして、生徒に対して、人権意識の醸成を図りまずは共通意識として、恐らくやっていかなきゃ、これからこっちのほうで、どのようなスタイルでつくっていくのがいいのかわかりませんが、まずは土台づくりっていうかね、学活とホームルームでこういった法律が出来てこういった趣旨がなってますよって言う所から始めて、絶対こういったことをあるので差別を許さないですよって言う所から始まり、相談体制の整備教職員の理解という風に始まり、そして、学習の学校の先生ではなくて養護の先生



を巻き込んで、そして、徐々に学校中に増やして行って、理解をして支援体制のチーム学校として物事に当たると。そして、いつ相談があっても、対応できるように対応していく。そういったことが必要ですので、今後もそういったことに対して教育委員会ができることについては、学校に対して示していきたいと思っています。以上です。

---

#### 散会宣告

---

○議長（野村祐司議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。これで散会いたします。

---

#### 散会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） ご苦労様でした。本日は、7名から13問の質問が終了したところでございます。明日13日は、2名の議員による質問でございますので、引き続き、また活発な質問を協議をお願いしたいと思っております。加えまして、基本はやはり、簡潔明瞭に伝えていただく。これは基本になりますので、明日また2名の方、よろしく願いいたしまして散会の挨拶といたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時54分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年12月14日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

議員 保田 仁

議員 杉山 勝雄